

# 次期横須賀子ども未来プラン (素案)

# (構成)

## 第1章 横須賀子ども未来プランについて

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの対象と計画年度
- 3 他計画との関係

## 第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

- 1 人口の推移
- 2 少子化の状況
- 3 子どもを取り巻く状況
- 4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

## 第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

- 1 子ども・子育て支援を進めるための基本的な視点
- 2 基本的な視点を踏まえたプランの方向性

## 第4章 具体的な施策

- 1 施策体系
- 2 施策
- 3 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

## 第5章 プランの達成状況の点検及び評価

- 1 プランの実施体制
- 2 プランの進捗状況の把握

## 第1章 横須賀子ども未来プランについて

### 1 プラン策定の趣旨

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行し、平成 29（2017）年の合計特殊出生率は 1.43 と、平成 17（2005）年の 1.26 からは回復傾向にあるものの、依然として人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

このような状況の下、平成 24（2012）年 8 月には「子ども・子育て関連三法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善」「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱として、社会全体で子育てを支えることを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、平成 26（2014）年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法について、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和 6（2024）年度末まで 10 年間の延長がなされました。

本市においては、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17（2005）年度から平成 21（2009）年度を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、また平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度を計画期間として青少年に関する施策についても盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきました。

さらに、平成 27（2015）年度にスタートした子ども・子育て支援法、10 年間延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定し、施策を推進してきました。

このように本市では子ども・子育て支援施策を推進してまいりましたが、依然として少子高齢化を伴う人口減少は解消されず、待機児童や小 1 の壁、児童虐待など多くの課題が残されています。

（仮称）第 2 期横須賀子ども未来プランでは、第 1 期計画を踏まえ、新たなニーズを汲み取りながら、子ども・子育て支援をさらに充実し、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育てについて安心感や充足感を得られるような環境づくりを進めます。

### 2 プランの対象と計画年度

#### （1）プランの対象

本プランは子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、青少年に関する施策を併せ持った内容であるため、プランの対象は、出生前からおおむね 30 歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象とします。プラン上、「子ども」は 0 歳から 18 歳未満、「青少年」は中学 1 年生からおおむね 30 歳未満と捉えますが、「子ども」は 0 歳から小学校 6 年生までを、「青少年」は中学 1 年生から 22 歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

## (2) プランの期間

本プランの期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。

## 3 他計画との関係

本プランは、横須賀市地域福祉計画、第1期横須賀市障害児福祉計画、（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画、（仮称）横須賀市社会的養護推進計画などの計画と調和を保ちます。

## 第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

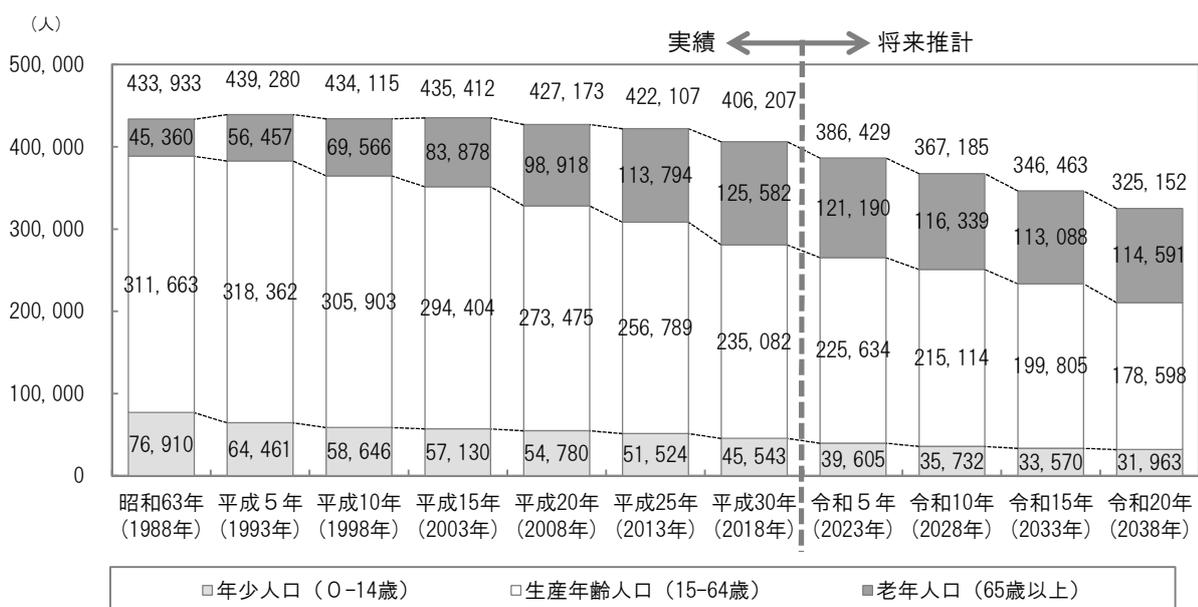
### 1 人口の推移

#### (1) 本市人口の推移

本市の総人口（住民基本台帳による人口）は、平成5年頃をピークに減少傾向にあります。平成30年には約40万6千人となっており、30年前の昭和63年と比較すると約2万8千人の減少となりました。また、年少人口（0歳から14歳）の推移をみると、昭和63年の約7万7千人から平成30年には約4万6千人まで減少し、本市において急速な少子化が進行しています。

将来の人口については、出生、死亡や人口移動について一定の仮定を設けて推計を行っています。その結果本市の総人口は、平成30年に約40万6千人でしたが、令和10年には約36万7千人に、さらに令和20年には約32万5千人まで減少すると推計しています。また、年少人口は、平成30年に約4万6千人でしたが、令和10年には約3万6千人に、さらに令和20年には約3万2千人に減少していくと推計しています。

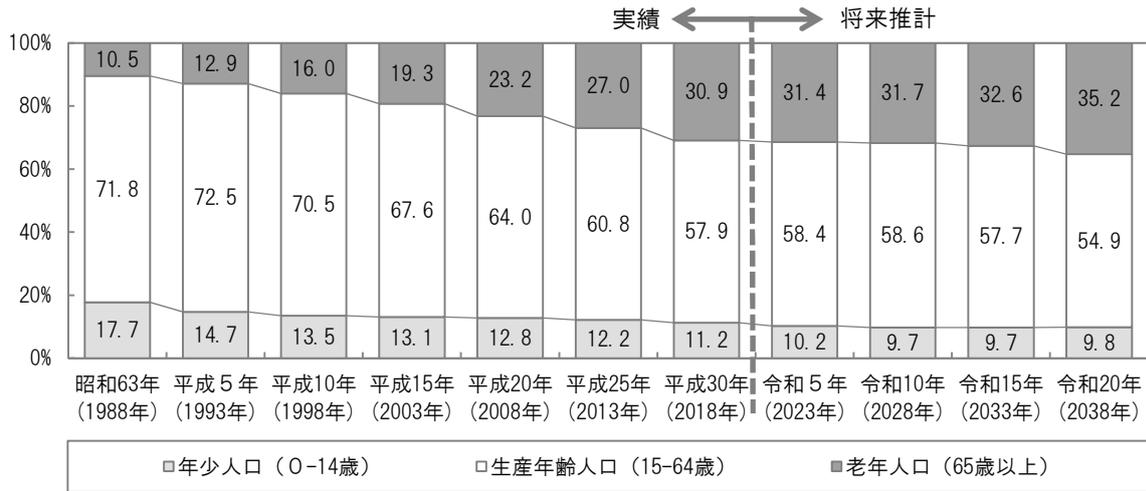
図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：昭和63年～平成10年度までは10月、平成15年～30年度は4月の住民基本台帳の状況を基に作成  
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

年齢を0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分したときの各年齢区分の全体に対する割合の推移について、年少人口の割合は、昭和63年には17.7%でしたが平成30年には11.2%まで減少しました。また、生産年齢人口の割合も71.8%から57.9%へ急速に減少しています。さらに将来推計による年少人口割合は、平成30年の11.2%から令和5年には10.2%、令和20年には9.8%へと低下していくと推計しています。

図表 2-1-2 年齢3区分別人口の構成割合の推移

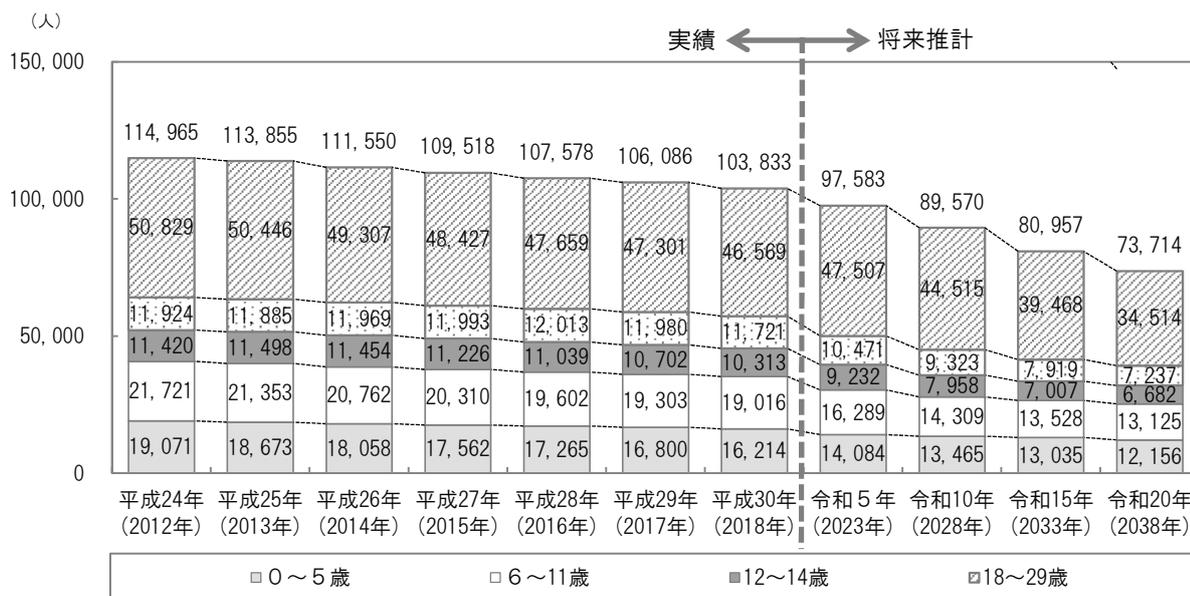


資料：昭和63年～平成10年度までは10月、平成15年～30年度は4月の住民基本台帳の状況を基に作成  
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

## (2) 子ども・青少年人口の推移

本プランの対象となる子ども・青少年人口の推移は、0歳から5歳の就学前児童では、平成30年の約1万6千人から令和20年には約1万2千人に、6歳から11歳の就学児童では平成30年の約1万9千人から令和20年には約1万3千人に、子ども・青少年の総数では平成30年の約10万4千人から令和20年には、約7万4千人に減少していくと推計しています。

図表 2-1-3 子ども・青少年人口の推移



資料：各年4月の住民基本台帳の状況を基に作成

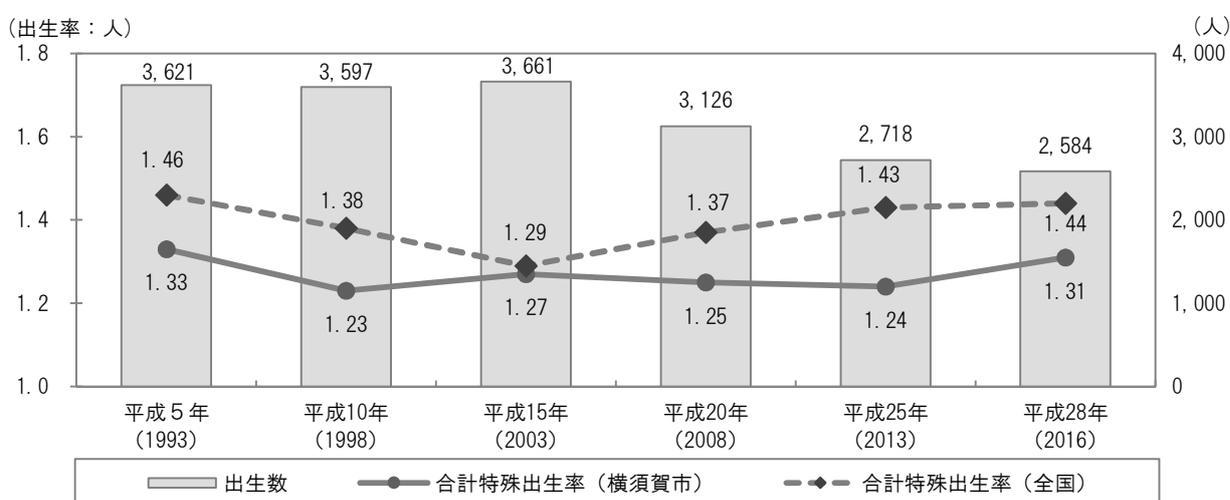
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

## 2 少子化の状況

### (1) 出生数及び合計特殊出生率の低下

本市の出生数は、平成5年には3,621人でしたが、平成28年には2,584人となりました。平成5年から平成28年の23年間で出生数は28.6%減少しています。全国の合計特殊出生率は平成15年頃を底に平成28年には1.44まで回復していますが、本市の合計特殊出生率は全国の数値ほどには回復していません。平成15年の全国と本市の合計特殊出生率の差は0.02ポイントでしたが、平成28年には0.13ポイントの差が生じています。

図表 2-2-1 出生数と合計特殊出生率の推移

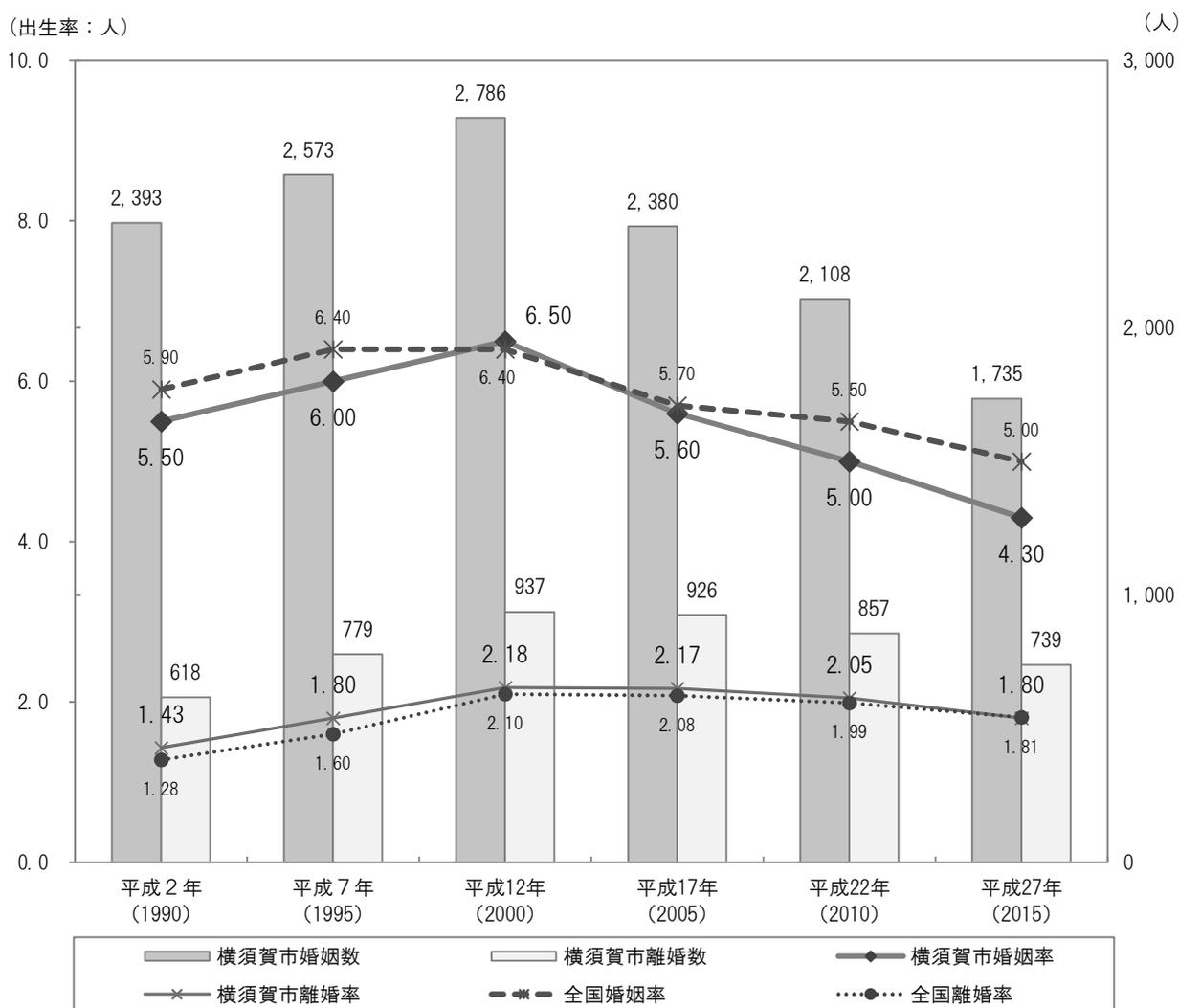


資料：「衛生年報」横須賀市健康部

## (2) 未婚化、晩婚化の進行

出生数が減少し、少子化が進行した要因の一つとして婚姻件数の減少があげられます。本市の婚姻の動向として、平成12年の婚姻件数が2,786件でしたが、平成27年には1,735件に減少しています。また、人口千人当たりの婚姻率は平成12年から平成17年頃の間では全国の数値と同程度で推移していましたが、平成17年以降本市の数値が下回り、平成27年では国が5.0、本市が4.3で0.7ポイントの差が生じています。なお、離婚件数は、平成12年以降は緩やかに減少し、人口千人当たりの離婚率も国、本市とも緩やかに減少しています。

図表 2-2-2 婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率の推移

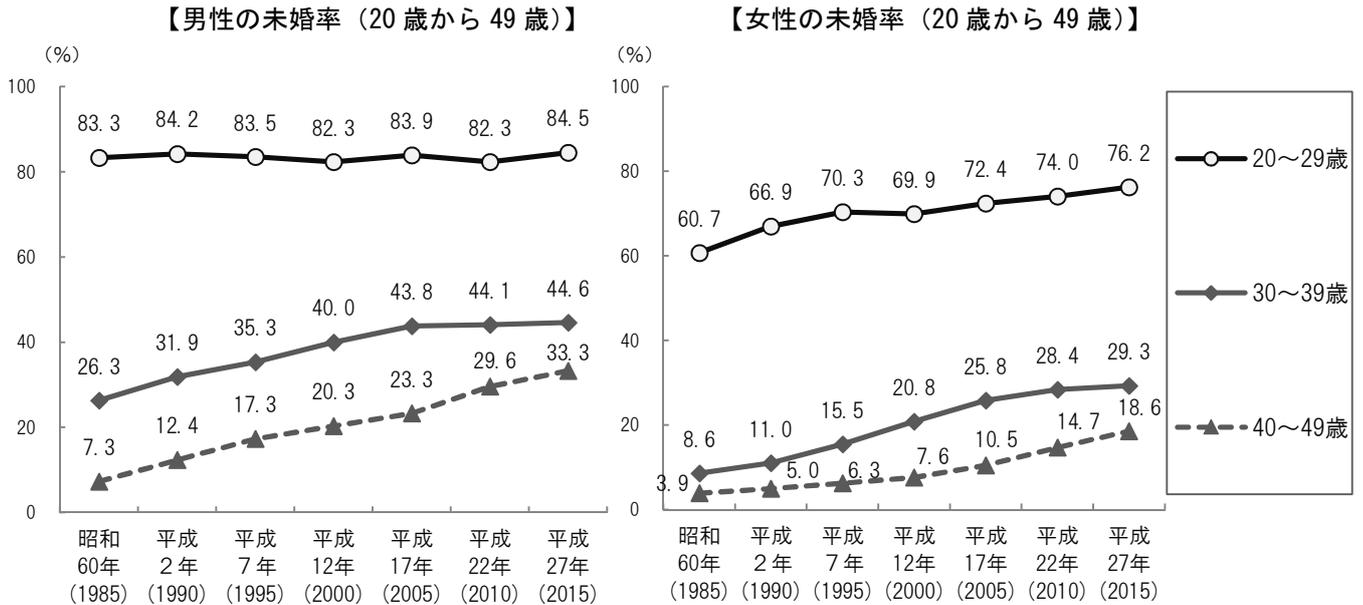


資料：「衛生年報」横須賀市健康部、「人口動態統計」厚生労働省

婚姻率の低下の要因に未婚率の上昇があげられます。未婚率の推移をみると、国、本市ともに女性に比べて男性の未婚の割合が高く、男性は30歳代、40歳代、女性では全ての年代で未婚率が上昇しています。

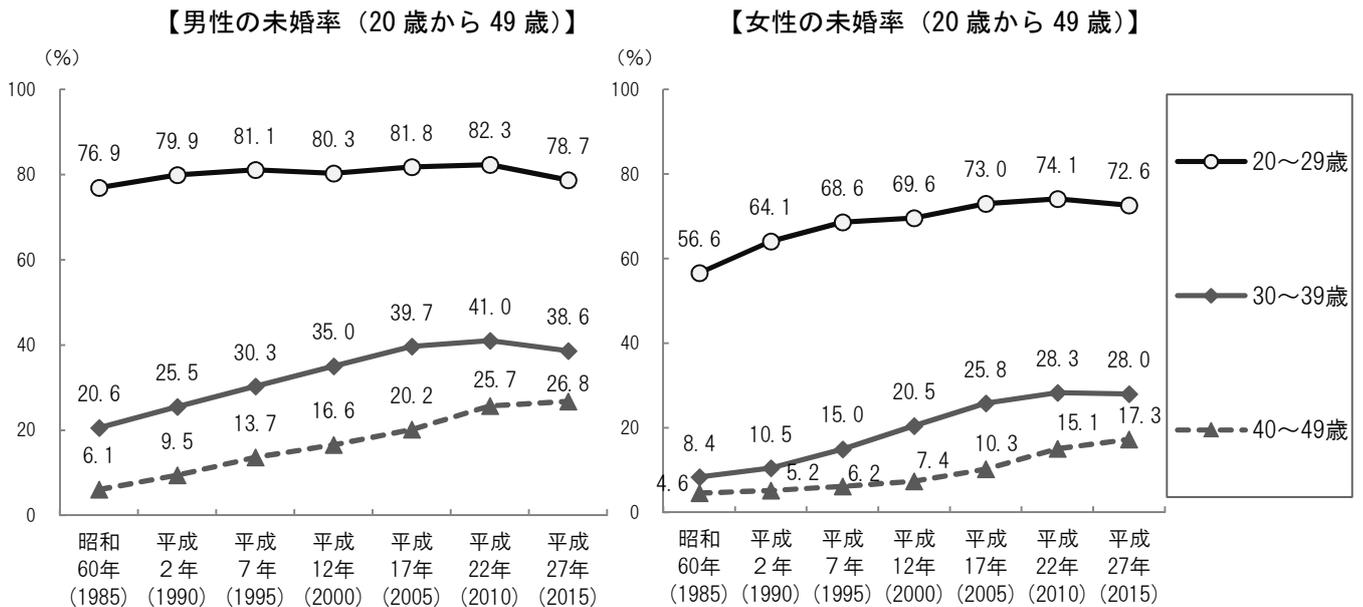
本市の平成27年の30歳代男性未婚率は44.6%に達しています。30歳代の女性の未婚率は、昭和60年と平成27年の比較で20.7ポイント上昇し、平成27年では29.3%となっています。

図表 2-2-3 男女別未婚率の推移（横須賀市）



資料：総務省 国勢調査

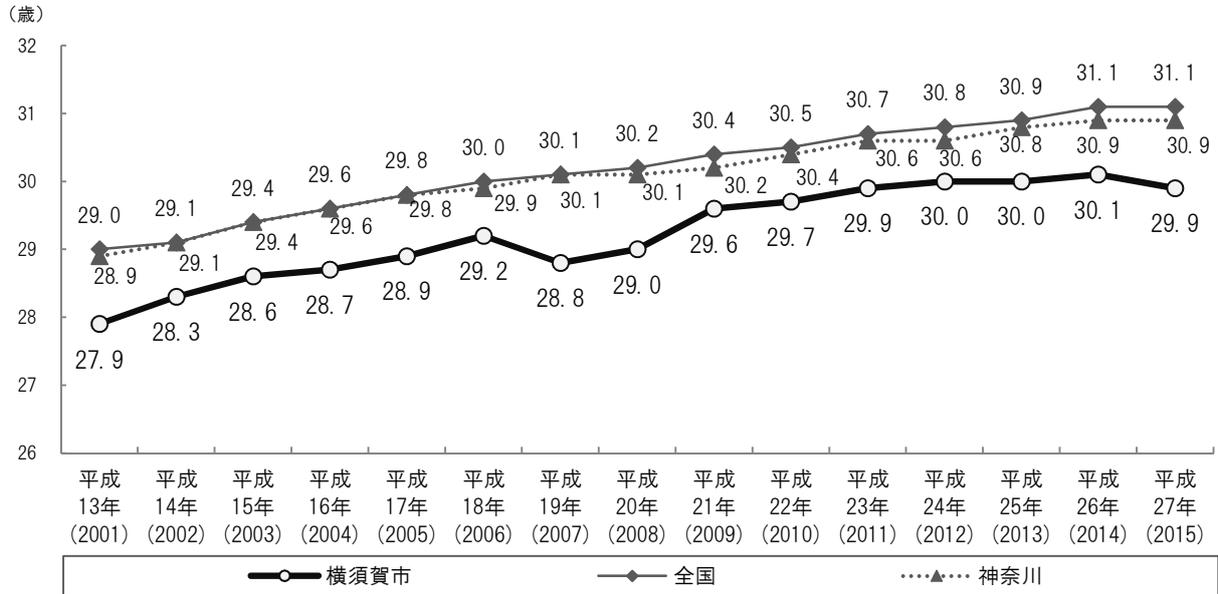
図表 2-2-4 男女別未婚率の推移（全国）



資料：総務省 国勢調査

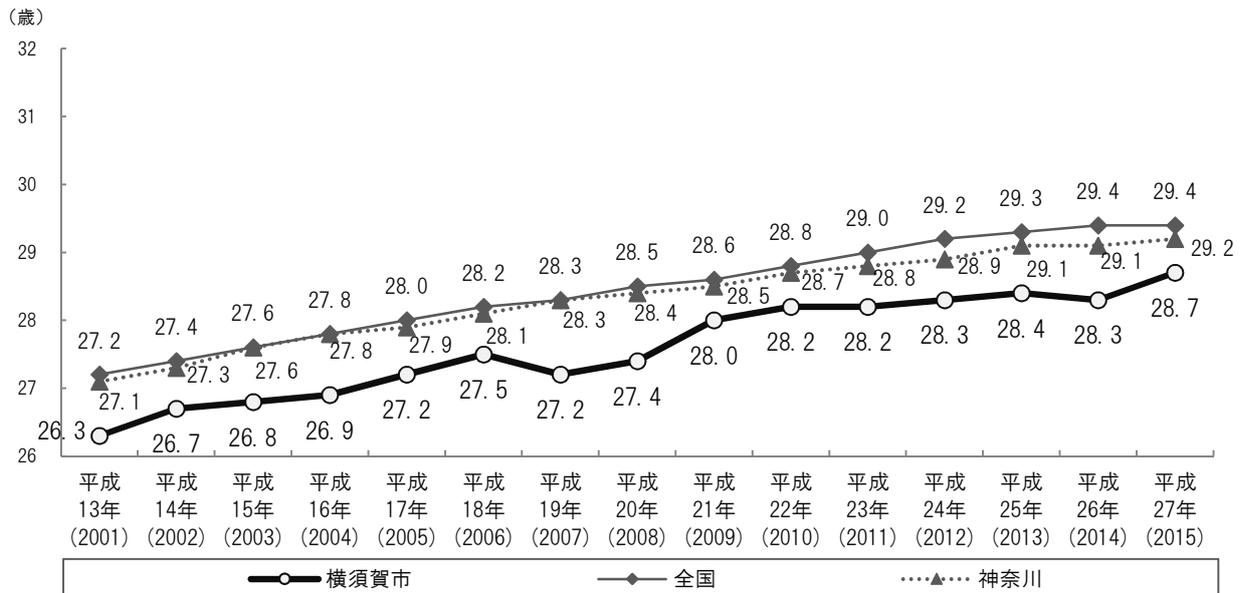
未婚率の上昇に伴い国、本市の平均初婚年齢（夫婦とも初婚）は男女ともに上昇しています。本市の平均初婚年齢は、男女ともに全国や県に比べ概ね1歳程度低く、平成27年には男性が29.9歳、女性が28.7歳となり、10年前の平成17年と比較すると、男性は1.0歳、女性は1.5歳平均初婚年齢が高くなり、男女ともに晩婚化が進んでいます。

図表 2-2-5 男性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）



資料：衛生統計年報（神奈川県）

図表 2-2-6 女性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）

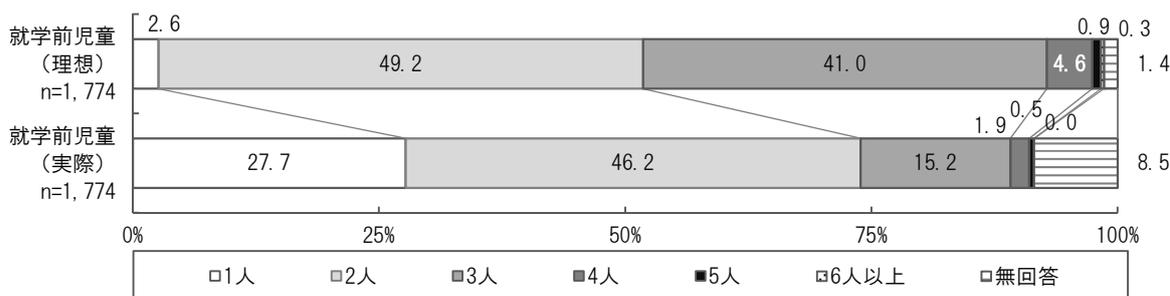


資料：衛生統計年報（神奈川県）

### (3) 子どもの数に関する希望と実際

本市の「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（以下、ニーズ調査という。）によると、理想的な子どもの人数については、「2人」が最も高く、就学前児童 49.2%、小学生 44.7%となり、次いで「3人」が就学前児童 41.0%、小学生 42.5%となっています。また、理想的な子どもの人数と実際を比較すると、「3人」が理想では 41.0%ですが、実際は 15.2%にとどまっています。

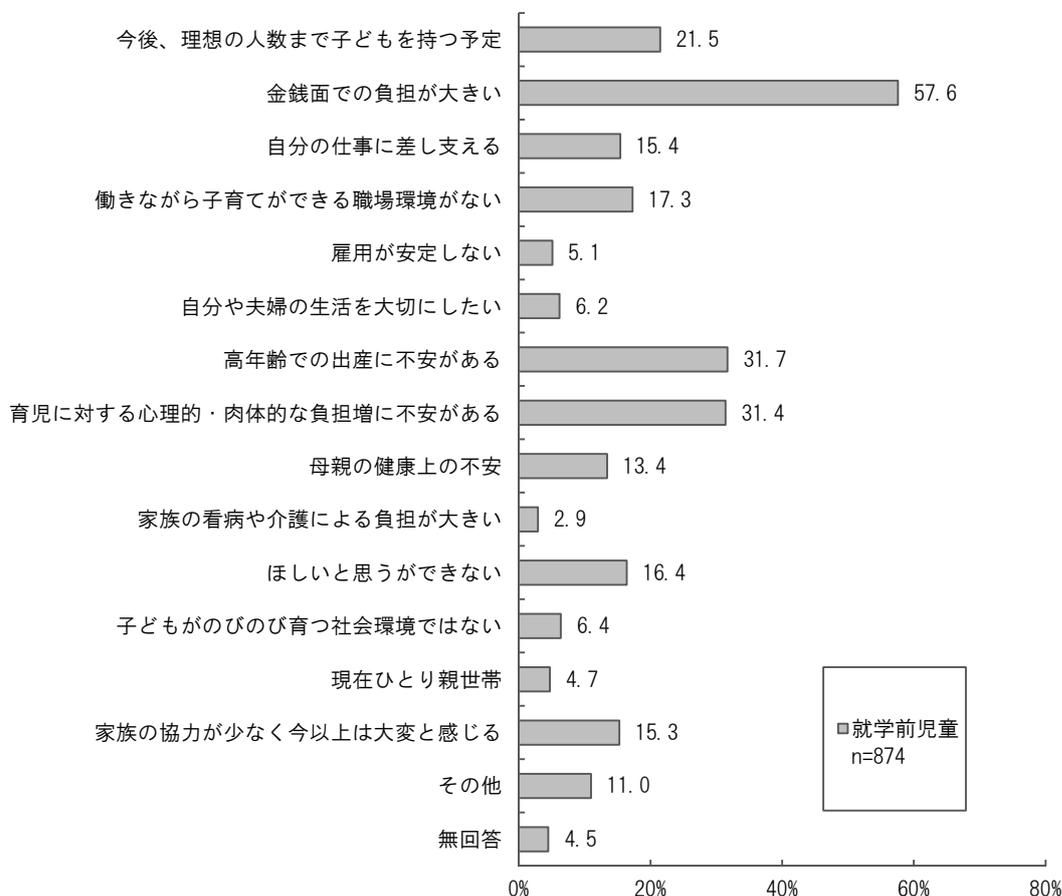
図表 2-2-7 実際の子どもの人数と理想的な人数の比較（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

現在の人数が少ない理由については、「金銭面での負担が大きい」が 57.6%と最も高く、次いで「高年齢での出産に不安がある」が 31.7%となっています。

図表 2-2-8 現在の人数が少ない理由【複数選択可】（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

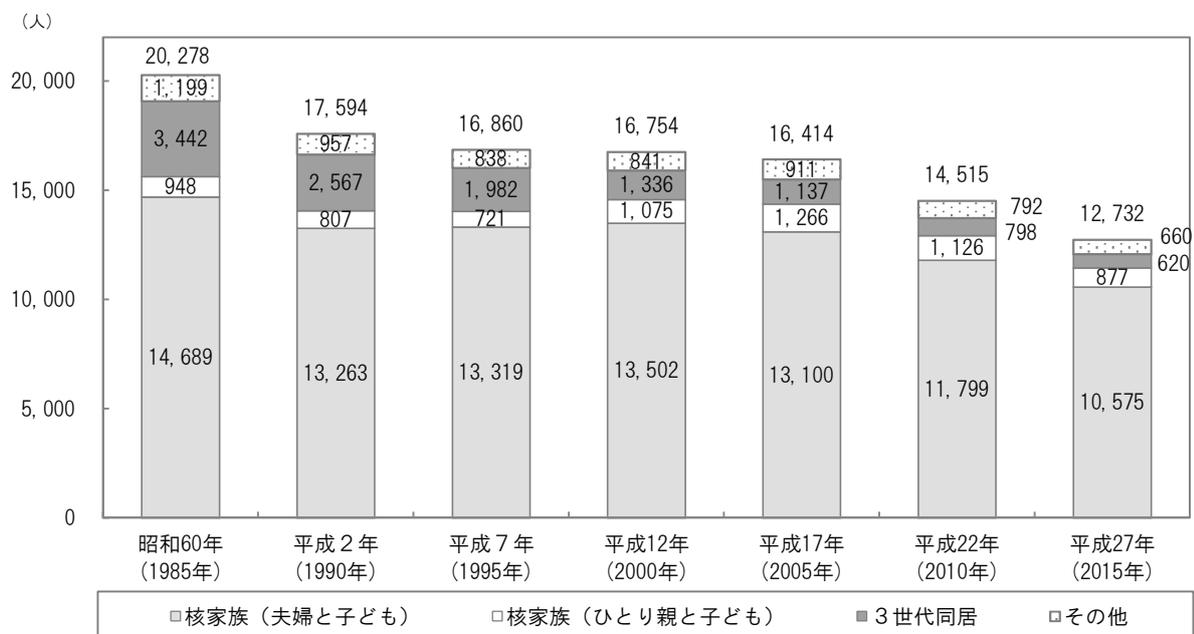
### 3 子どもを取り巻く状況

#### (1) 子育て世帯の減少

6歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の30年間で約7,500世帯減少し、18歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の間に約27,000世帯減少するなど、子どもを持つ世帯数は大きく減少しています。子育て世帯の数が減少することは、身近な地域に同じ年齢の子どもを持つ子育て世帯が減少することにつながり、大人との関わりや地域のつながりを持ちながら育ち、成長することが難しくなる要因になります。

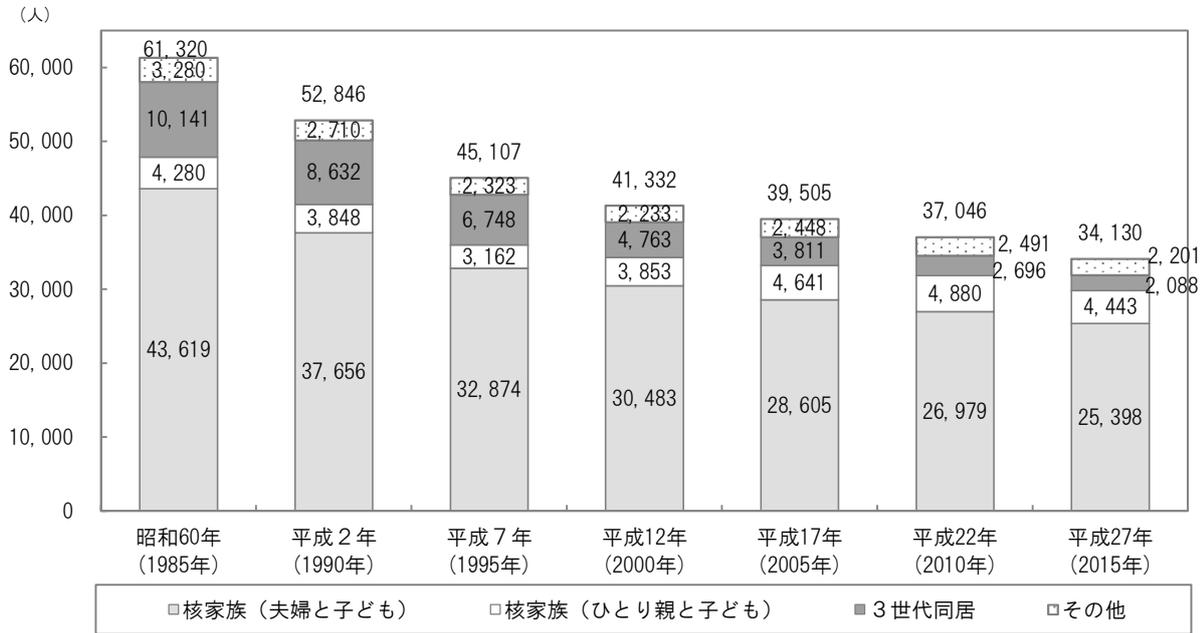
また、子育て世帯の家族構成として、核家族世帯の数が増加し祖父母、親、子どもが同居する3世代同居世帯の数は反対に減少するなど家族の規模が小さくなり、子育ての負担感や孤立感が高まる背景となっています。

図表 2-3-1 6歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：国勢調査

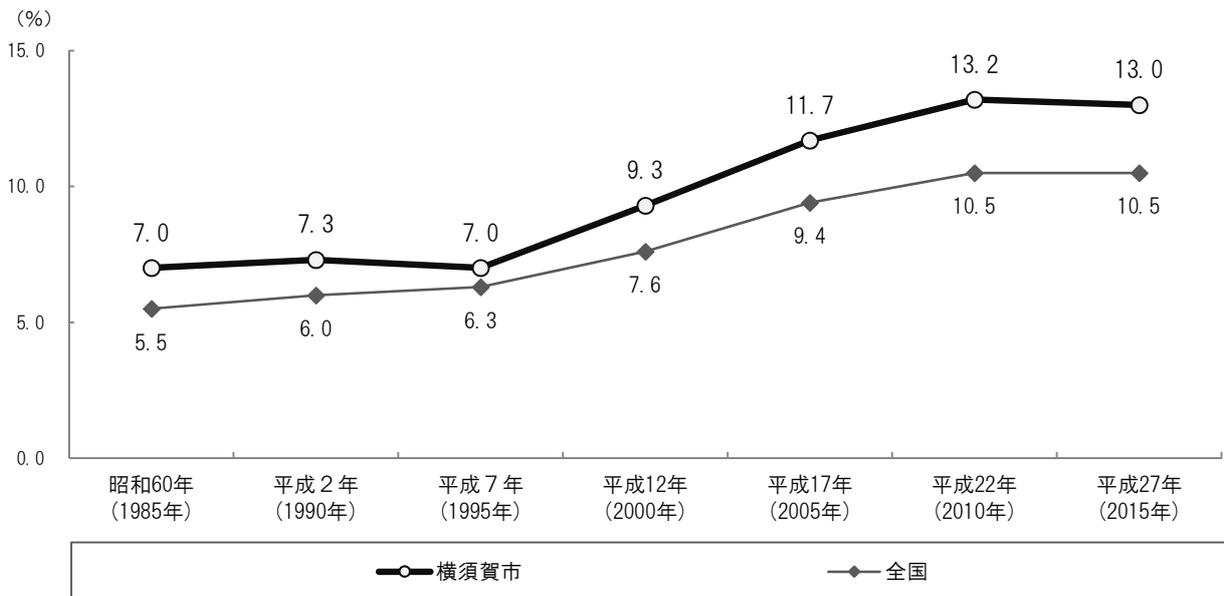
図表 2-3-2 18歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合は、昭和60年の7%から平成27年の30年間で、約2倍となる13%となりました。また、全国の数値についても、同様に推移していますが、本市の数値と比較すると、2~3%程度低い傾向にあります。

図表 2-3-3 18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合



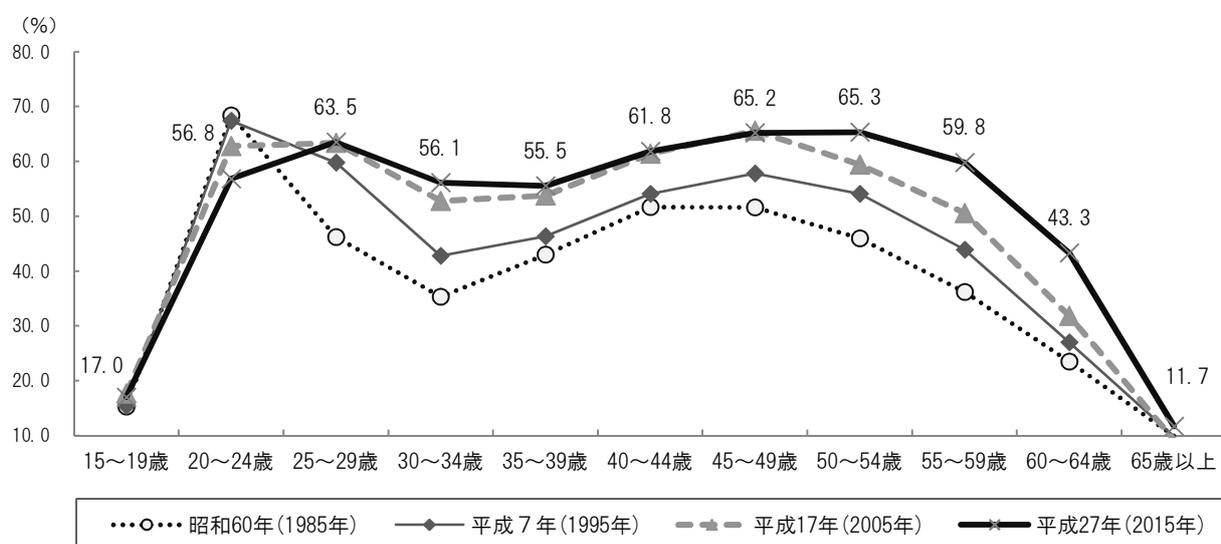
資料：国勢調査

## (2) 共働き世帯の増加

我が国の女性の年齢別の就業率は、30歳代に底のあるM字カーブを描いています。これは結婚、出産、育児をきっかけに女性が仕事を辞め、就業率が落ち込むことが要因となっています。

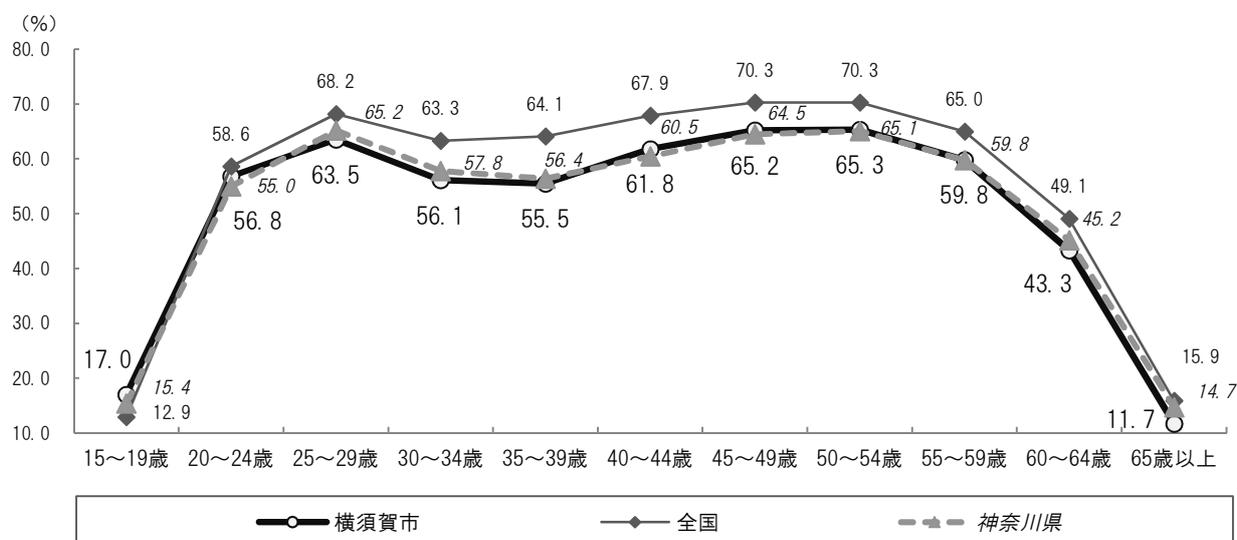
本市においても、女性の年代別の就業率はM字カーブを描いていますが、昭和60年から平成27年の変化を見ると、M字カーブの底が徐々に浅くなってきており、30歳代から40歳代を中心とする子育て世代においても就労する女性の割合が高まっていることを示しています。また、全国や神奈川県と比較すると、全国より下回っているものの、神奈川県とは同程度となっています。

図表 2-3-4 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

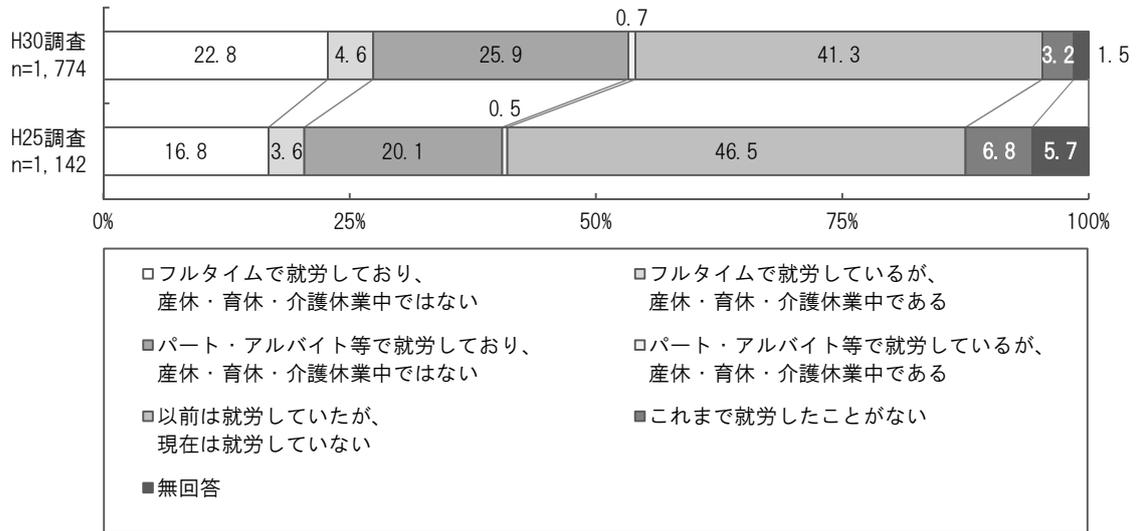
図表 2-3-5 女性の就業率の全国、県との比較（平成27年）



資料：国勢調査

子育てに関する金銭的な負担や、将来に対する不安等を背景に、就労する母親の割合が増加しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何らかの就労をしている母親の割合は、5年前と比較して13.0ポイント増加し、約54%になります。

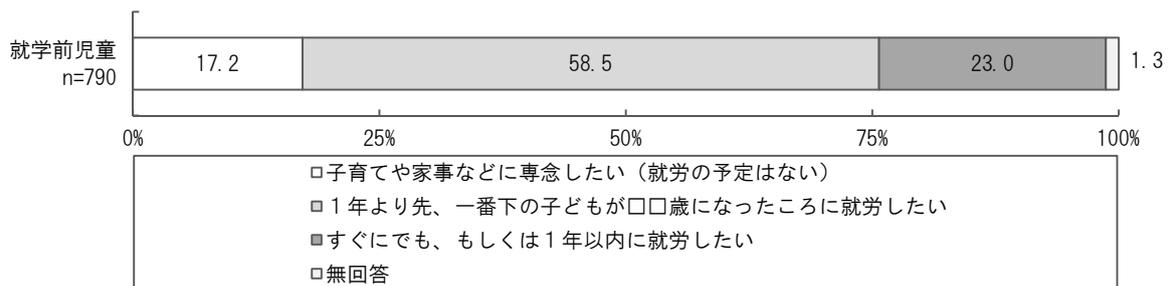
図表 2-3-6 母親の就労状況の変化（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年  
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

また未就労の母親のうち、今後就労を希望する割合は81.5%に上り、共働き世帯が今後も増加していくことが予測されます。

図表 2-3-7 未就労の母親の就労希望（就学前児童）

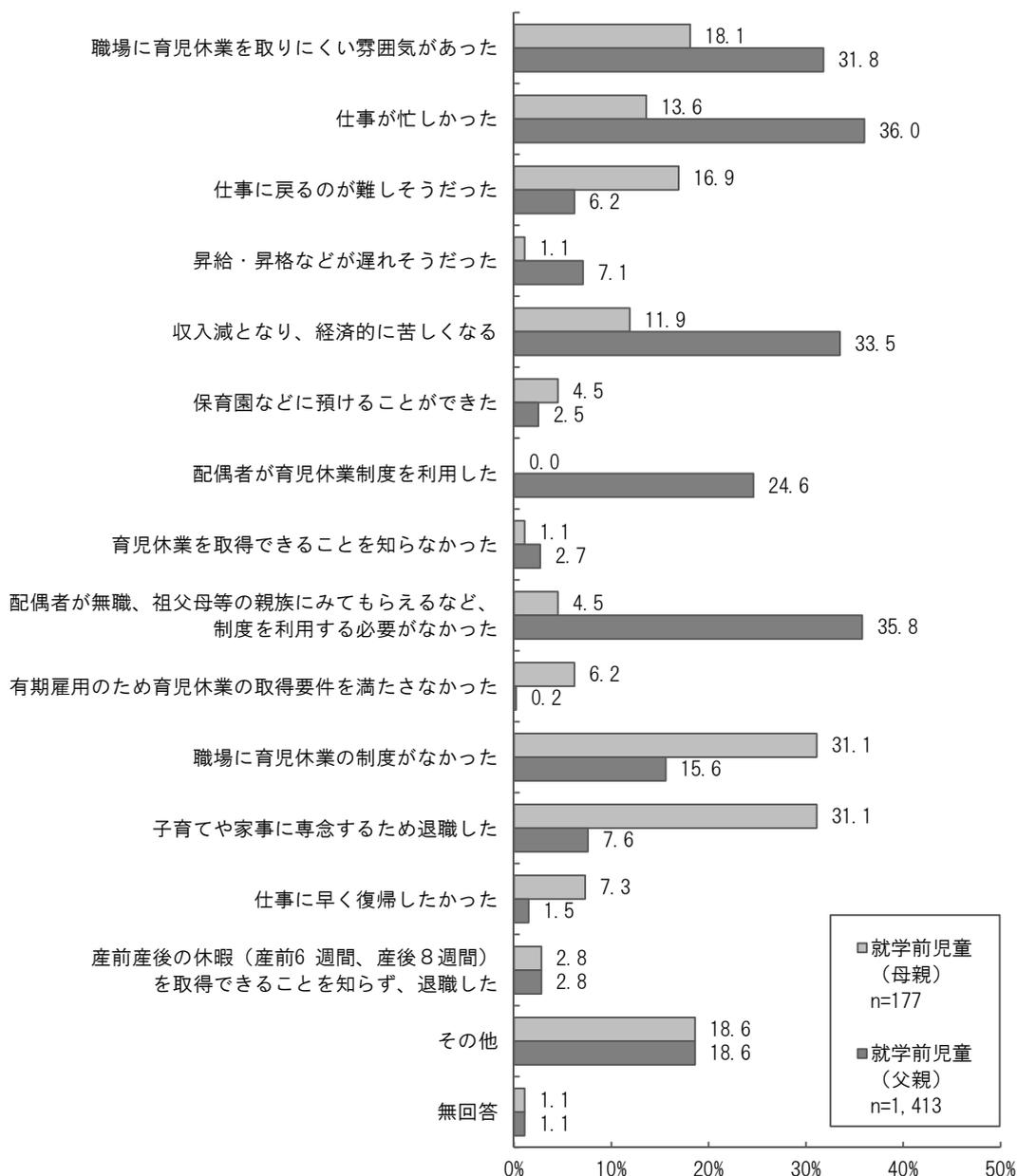


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

国では、男女ともに子育て等をしながら働き続けることのできる環境の整備を進めるため、育児休業制度の充実と取得率の向上に向けた取り組みを進めていますが、実際に育児休業制度を利用することができない場合も存在しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何等かの形で母親が育児休業を取得した割合は 30.8%、育児休業を取得していない割合は 10.0%で、父親の場合、育児休業を取得した割合は 3.0%で、育児休業を取得していない割合は 79.7%でした。

育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」「子育てや家事に専念するため退職した」がともに 31.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 18.1%となっています。また、父親では「仕事が忙しかった」が 36.0%と最も高く、依然として育児休業を取得しにくい状況が存在しているものと思われます。

図表 2-3-8 育児休業を取得していない理由【複数選択可】（就学前児童）

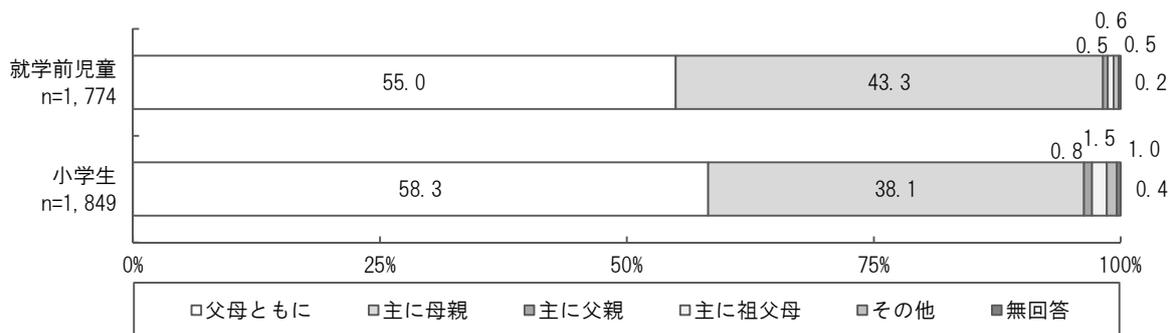


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

### (3) 子育ての孤立化と負担感の増加

ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、子育てを主に行っている人については「父母ともに」が就学前児童 55.0%、小学生 58.3%、「主に母親」が就学前児童 43.3%、小学生 38.1%となっています。父母ともにと回答した割合が6割弱にとどまる背景には、父親の単身赴任、長時間労働等の就労状況や子育てに対する認識などにより、日常的に父親が子育てにかかわることが難しいという実態があるものと思われます。

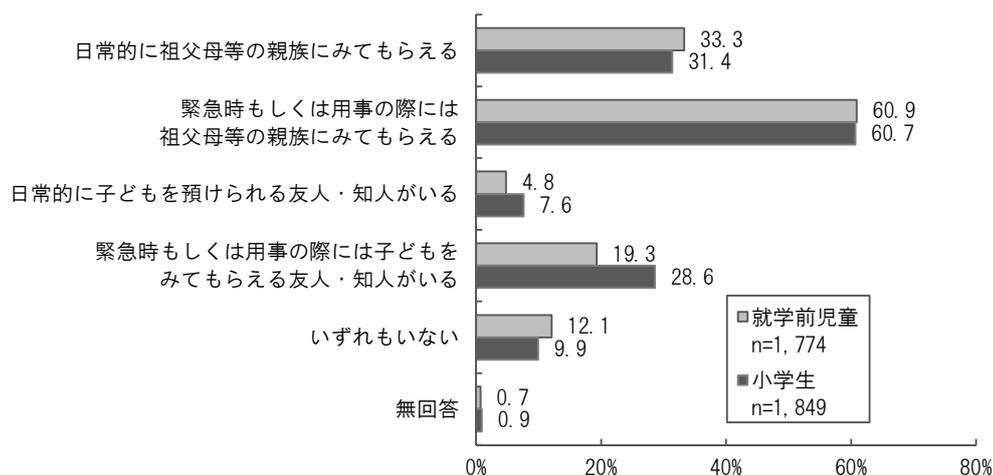
図表 2-3-9 子育てを主に行っている人



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

日常的あるいは緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人の有無についてニーズ調査で尋ねたところ、そのような親族や知人がいないと回答した割合は、就学前児童調査で12.1%、小学生調査で9.9%となっており、身近な地域に子育てを支えあえるような祖父母や知人がいない世帯が1割前後存在しています。

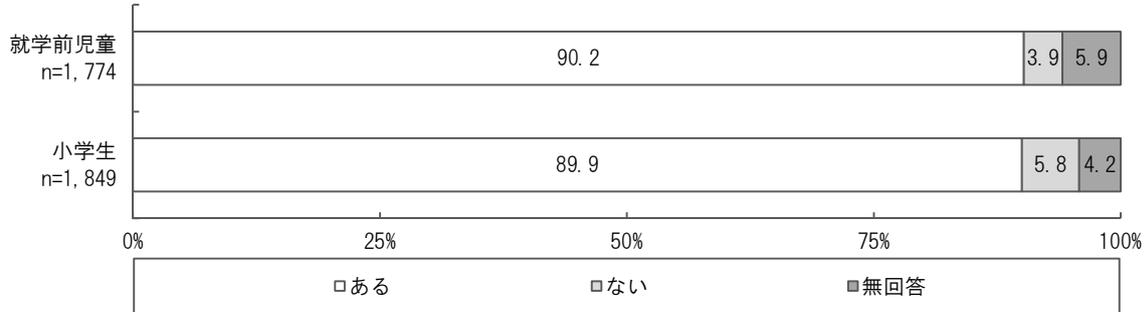
図表 2-3-10 親族・知人等協力者の状況【複数選択可】



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

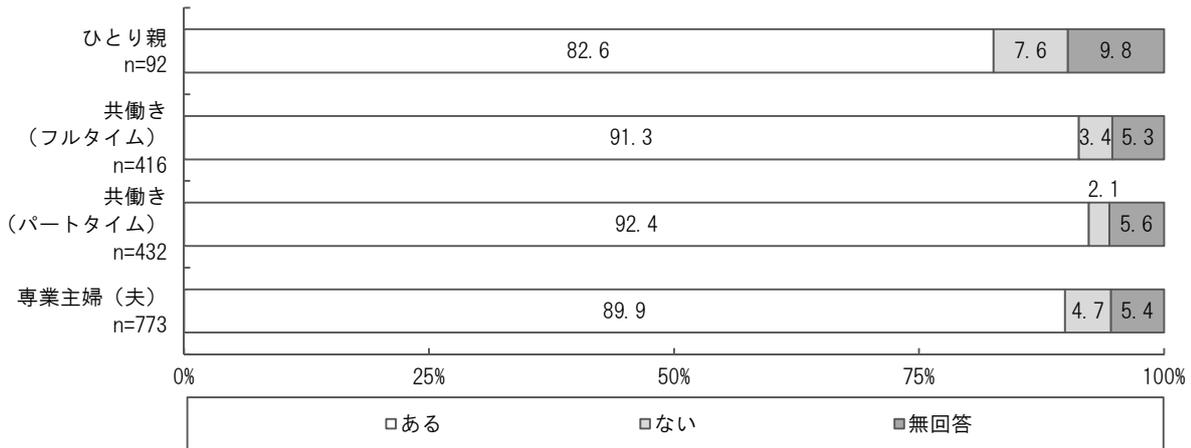
さらに、子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所があるかを尋ねたところ、就学前児童を持つ世帯の3.9%が気軽に相談できる人や場所がないと回答しました。その中でも、ひとり親世帯の7.6%は気軽に相談できる先がないと回答しています。小学生調査では、気軽に相談できる人や場所がないと回答した割合は全体の5.8%でした。

図表 2-3-11 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

図表 2-3-12 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無（家庭類型別）（就学前児童）

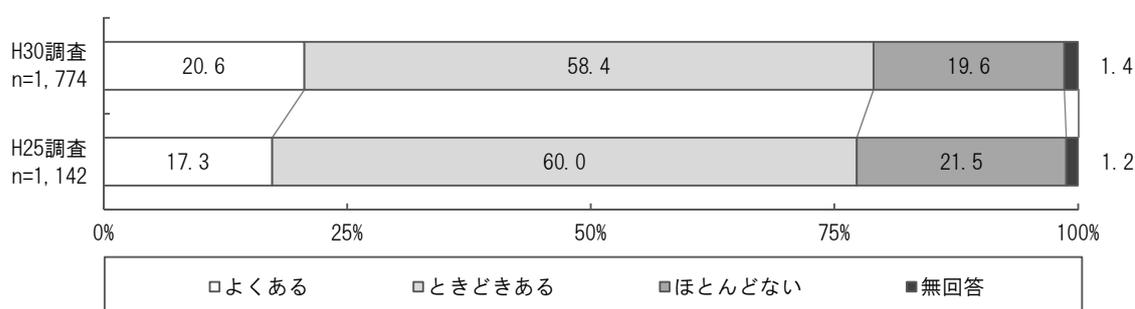


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

#### (4) 子育てに関する不安や悩み

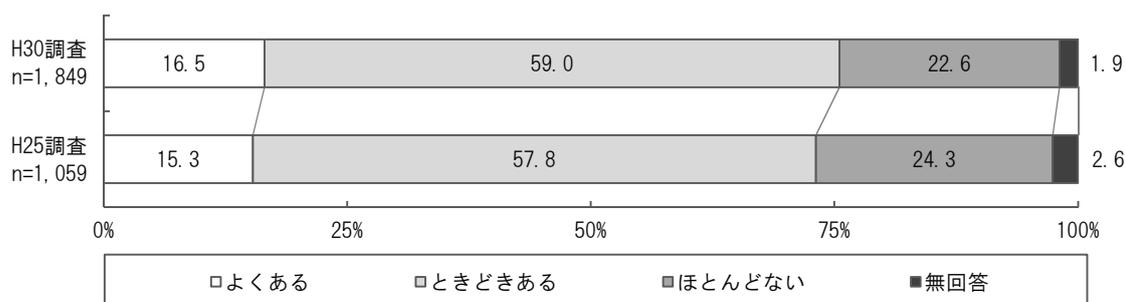
ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、子育てをするうえで、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は、就学前児童を持つ世帯で79.0%と、5年前の調査と比較すると1.7ポイント増加しています。また小学生を持つ世帯では、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は75.5%で、5年前の調査と比較すると2.4ポイント増加し、子育てに関して不安や悩みを実感している世帯が増えていいると思われます。

図表 2-3-13 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年  
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

図表 2-3-14 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（小学生）

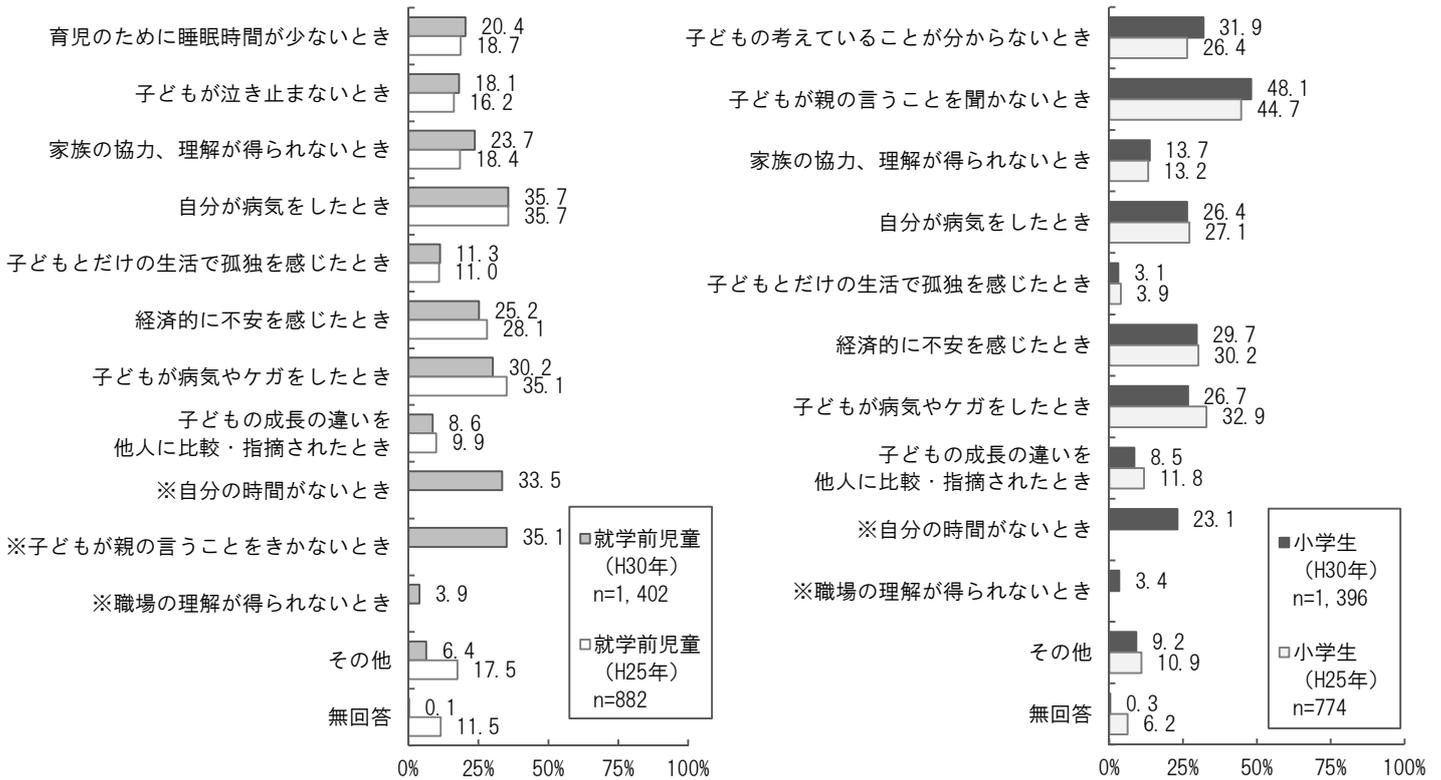


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年  
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

子育ての不安やストレスの原因については、就学前児童では「自分が病気をしたとき」が35.7%と最も高く、次いで「子どもが親の言うことをきかないとき」が35.1%となっています。小学生では「子どもが親の言うことをきかないとき」が48.1%と最も高く、次いで「子どもの考えていることが分からないとき」が31.9%となっています。

また、前回調査と比較すると、就学前児童では「家族の協力、理解が得られないとき」が5.3ポイント高くなっており、小学生では「子どもの考えていることが分からないとき」が5.5ポイント高くなっています。

図表 2-3-15・2-3-16 子育ての不安やストレスの原因【3つまで選択可】



※は平成25年調査にはありません。

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年  
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、就学前の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、自身の子育て方法に対する不安や、食育についての苦勞等があげられています。

また、「育児、家事、仕事の両立」の具体的な内容としては、仕事からの帰宅時間や職場から緊急時に駆けつけることの難しさ等があげられています。

図表 2-3-17 子育てをするうえでの悩み（就学前児童）

順位	子育てをするうえでの悩み	割合（％）
1	子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）	17.8
2	育児、家事、仕事の両立	9.8
3	子どもの居場所・遊び場が少ないこと	9.5
4	経済的な負担	9.3
5	子育てに関連する配偶者等の家族に関する悩み	7.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

小学生の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「経済的な負担」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、学童の費用負担や、将来必要になる教育費のへの不安等があげられています。

また、「子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）」の具体的な内容としては、兄弟それぞれへの接し方や不登校の問題等があげられています。

図表 2-3-18 子育てをするうえでの悩み（小学生）

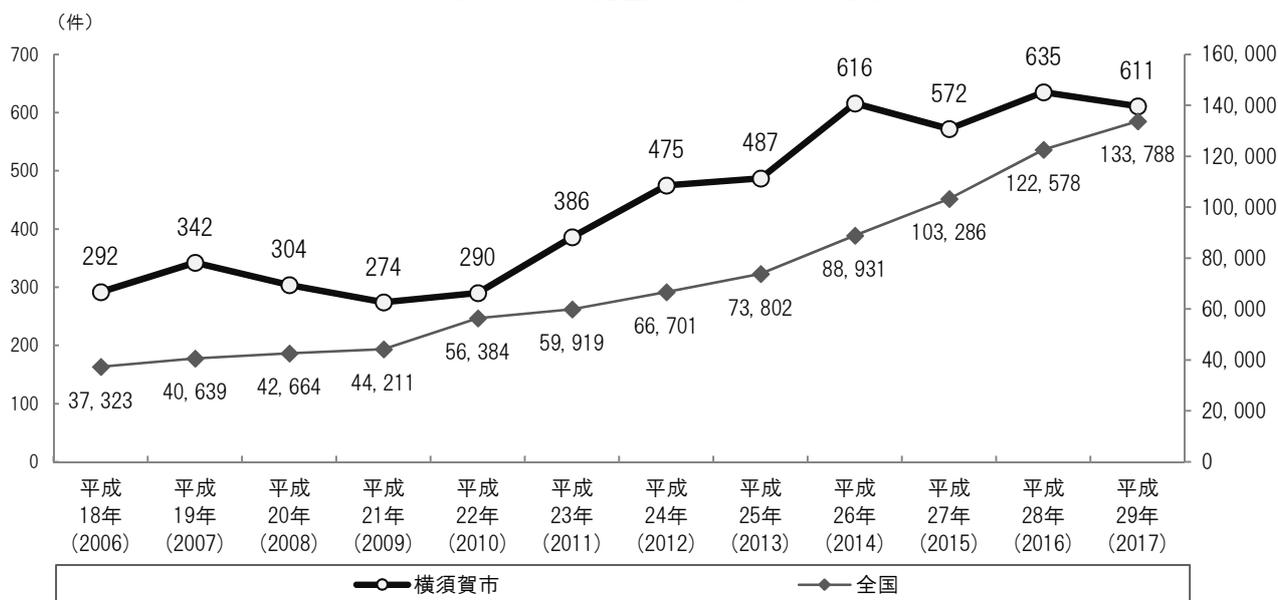
順位	子育てをするうえでの悩み	割合（％）
1	経済的な負担	13.9
2	子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）	12.3
3	子どもの友人関係、いじめの不安	7.9
4	子どもと向き合う時間が少ない	6.1
5	育児、家事、仕事の両立	5.7

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

## (5) 児童虐待相談件数の増加

本市が児童相談所を設置した平成 18 年度以降の本市の児童虐待相談受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより増加傾向にあり、平成 29 年度では 611 件となっています。国の数値も本市同様に増加し、平成 29 年度では過去最高件数となりました。

図表 2-3-19 児童虐待相談件数の推移



資料：横須賀市は児童相談所事業概要、国は厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

## (6) 子どもの貧困

子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図れるよう、平成 26 年 8 月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市では、実態を把握するため、小学 5 年生と中学 2 年生の児童・生徒及びその保護者を対象として「子どもの生活等に関するアンケート（以下、実態調査）」を行いました。

実態調査では、世帯収入により、概ね国の貧困線以下に相当する世帯を生活困難層Ⅰ、概ね国の貧困線は上回るものの、中央値以下に相当する世帯を生活困難層Ⅱと定義して集計したところ、生活困難層Ⅰが約 7%~9%、生活困難層Ⅱが 18%前後という結果となりました。

図表 2-3-20 生活困難層（3区分）結果

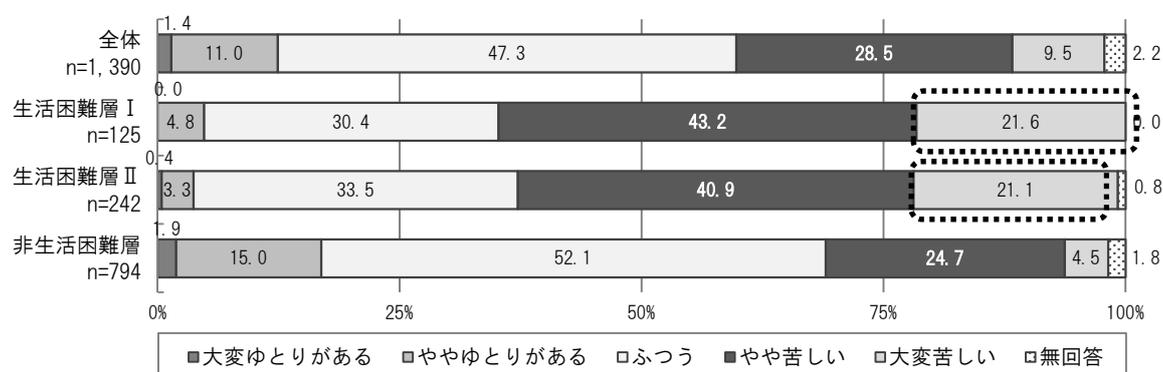
調査種別	全体	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	非生活困難層	判定不能
①小学 5 年生児童	1,382 件 100.0%	123 件 8.9%	242 件 17.5%	786 件 56.9%	231 件 16.7%
②小学 5 年生保護者	1,390 件 100.0%	125 件 9.0%	242 件 17.4%	794 件 57.1%	229 件 16.5%
③中学 2 年生生徒	967 件 100.0%	72 件 7.4%	177 件 18.3%	553 件 57.2%	165 件 17.1%
④中学 2 年生保護者	978 件 100.0%	72 件 7.4%	179 件 18.3%	560 件 57.3%	167 件 17.1%

※収入未回答等により区分できない世帯を「判定不能」としています。

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成 30 年

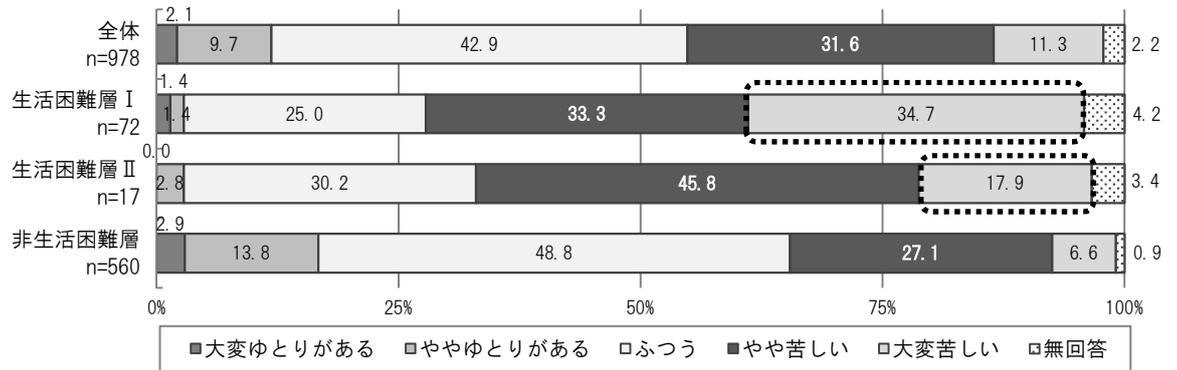
現在の暮らしの状況について、生活困難層Ⅰでは「大変苦しい」が、非生活困難層よりも約 17~28 ポイント高くなっているなど、生活困難層Ⅰ及びⅡにおいて「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が高くなっており、家計の厳しさがうかがえます。

図表 2-3-21 現在の暮らしの状況（小 5）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成 30 年

図表 2-3-22 現在の暮らしの状況（中2）

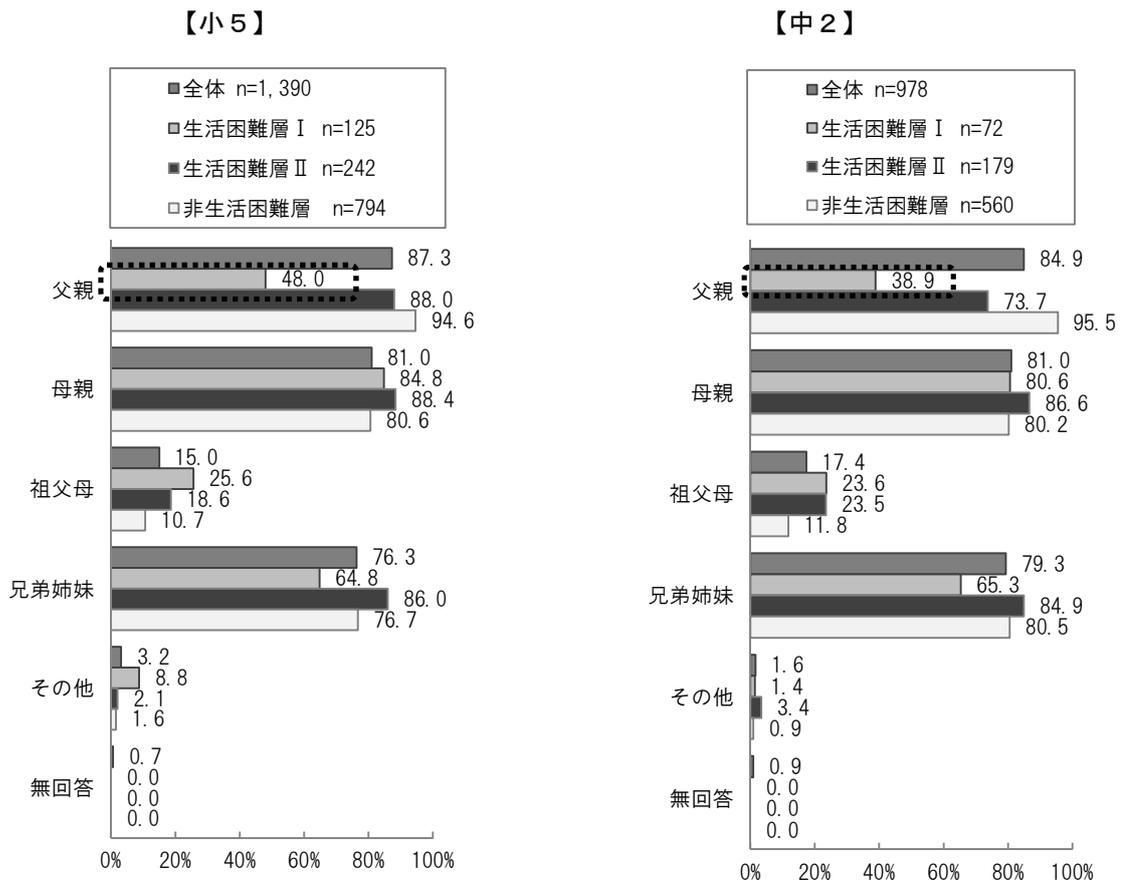


資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

同居している家族について、生活困難層Ⅰでは、「父親」が小5で48.0%、中2で38.9%となっており、また、世帯人員についても、「2人」が小5で21.6%、中2で29.2%となっています。

このことから、母子家庭・親一人子一人というような世帯が多いことがうかがえます。

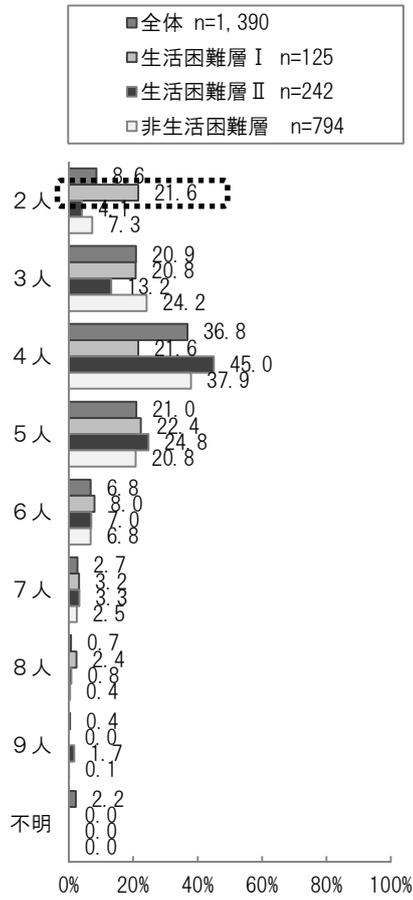
図表 2-3-23・2-3-24 同居している家族



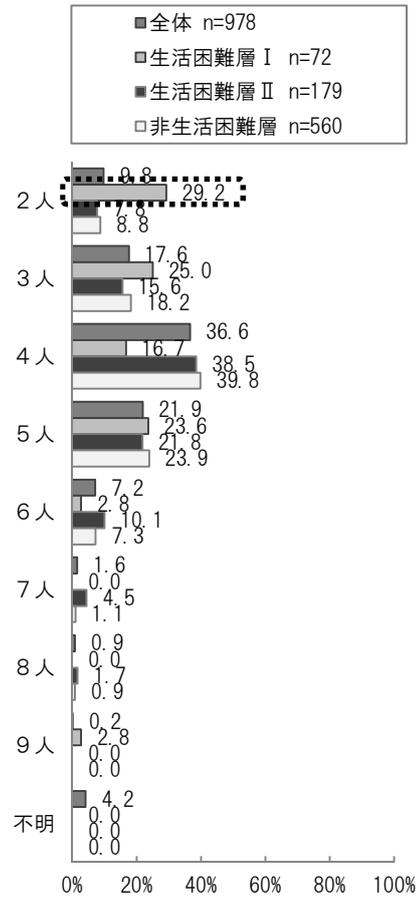
資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

図表 2-3-25・2-3-26 同居している家族（世帯人員）

【小5】



【中2】



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

## (7) 子育て支援に対する要望

ニーズ調査によると、子育てにとってどのような支援が有効かについて、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立支援」が39.9%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が38.1%、「保育サービスの充実」が36.4%となっています。

ニーズ調査の自由回答では、仕事と家庭生活の両立支援に関して、一時預かりの柔軟化や、病児・病後児保育への要望が多くみられました。また、「子どもの居場所や遊び場」に関する環境整備として、地域の公園の整備、公園の遊具の改善、屋内の遊び場の充実に関する要望が寄せられています。

図表 2-3-27 子育てにとってどのような支援が有効か【3つまで選択可】(就学前児童)

順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	仕事と家庭生活の両立支援	39.9
2	地域における子育て支援の充実	38.1
3	保育サービスの充実	36.4
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	32.6
5	小学校の放課後等の居場所の充実	31.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

子育てにとってどのような支援が有効かについて、小学生では「小学校の放課後等の居場所の充実」が42.8%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」が37.4%、「子どもの教育環境」と「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」がともに30.3%となっています。

アンケートの自由回答では、放課後の居場所に関する要望として、学童クラブの運営支援を求める意見、学童クラブの保育料が高く利用できないという意見、夏休み・土日等の預かりの要望等が多くみられました。

図表 2-3-28 子育てにとってどのような支援が有効か【3つまで選択可】(小学生)

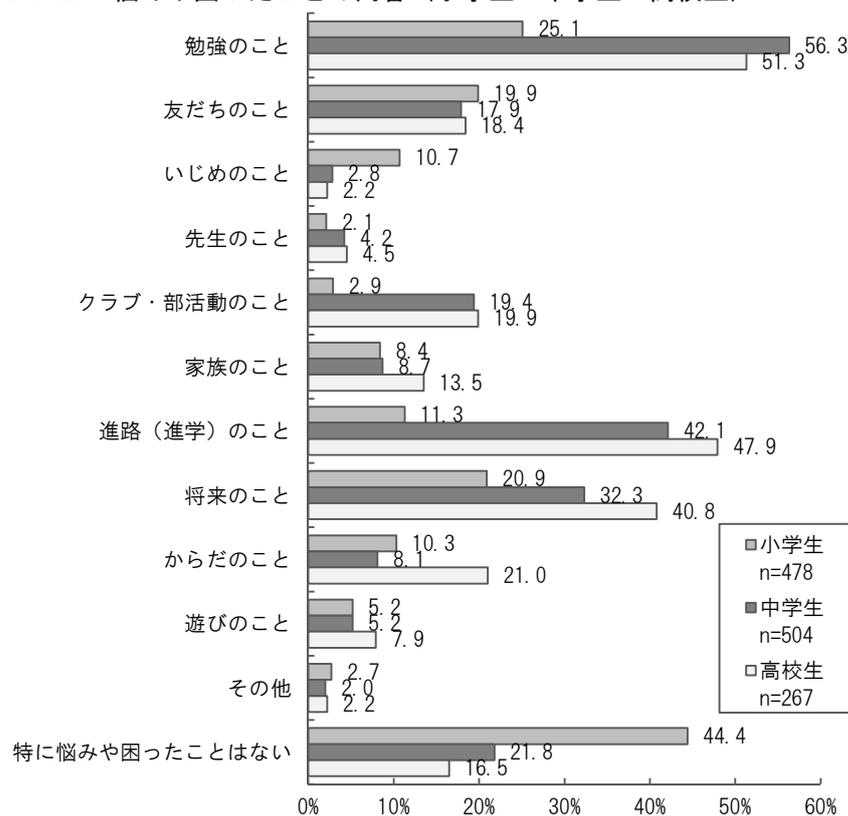
順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	小学校の放課後等の居場所の充実	42.8
2	仕事と家庭生活の両立支援	37.4
3	子どもの教育環境	30.3
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	30.3
5	地域における子育て支援の充実	28.4

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

## (8) 青少年の悩み、将来に対する希望

小学生、中学生、高校生を対象とした横須賀市教育アンケート報告で、悩みや困ったことの内容について尋ねたところ、小学生では「勉強のこと」が25.1%、「将来のこと」が20.9%でした。中学生では「勉強のこと」が56.3%、「進路（進学）のこと」が42.1%でした。高校生では「勉強のこと」が51.3%、「進路（進学）のこと」が47.9%でした。

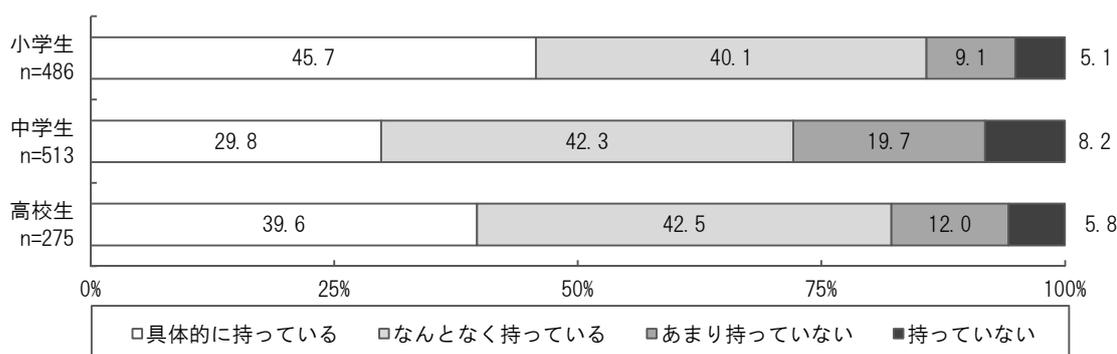
図表 2-3-29 悩みや困ったことの内容（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成 29 年

また、自分の将来に対する希望を持っているかを尋ねたところ、小学生の 9.1%、中学生の 19.7%、高校生の 12.0%が「あまり希望を持っていない」と回答しています。

図表 2-3-30 自分の将来に対する希望（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成 29 年

## 4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

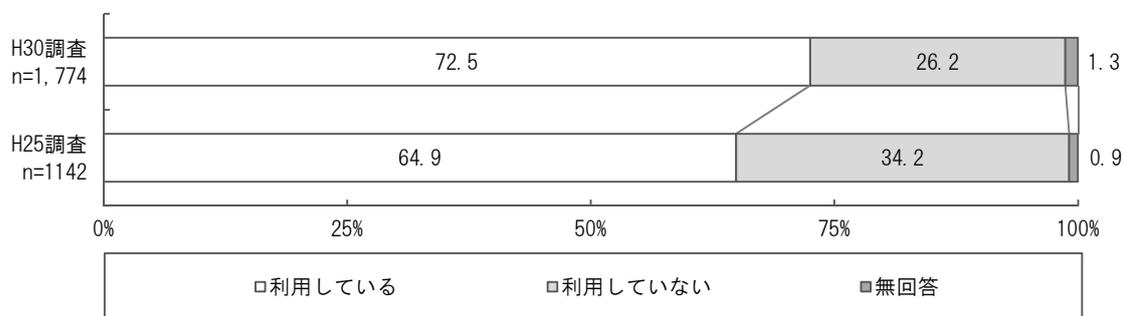
### (1) 幼児期の学校教育・保育事業の利用状況

#### ① ニーズ調査による教育・保育事業の利用状況

ニーズ調査（就学前児童）によると、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは全体の 72.5%でした。5年前の調査と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用者は 64.9%から 7.6ポイント増加しています。

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、幼稚園の利用者は 44.5%、認可保育所（保育所）は 30.3%、認定こども園は 18.5%でした。

図表 2-4-1 定期的な教育・保育事業の利用状況

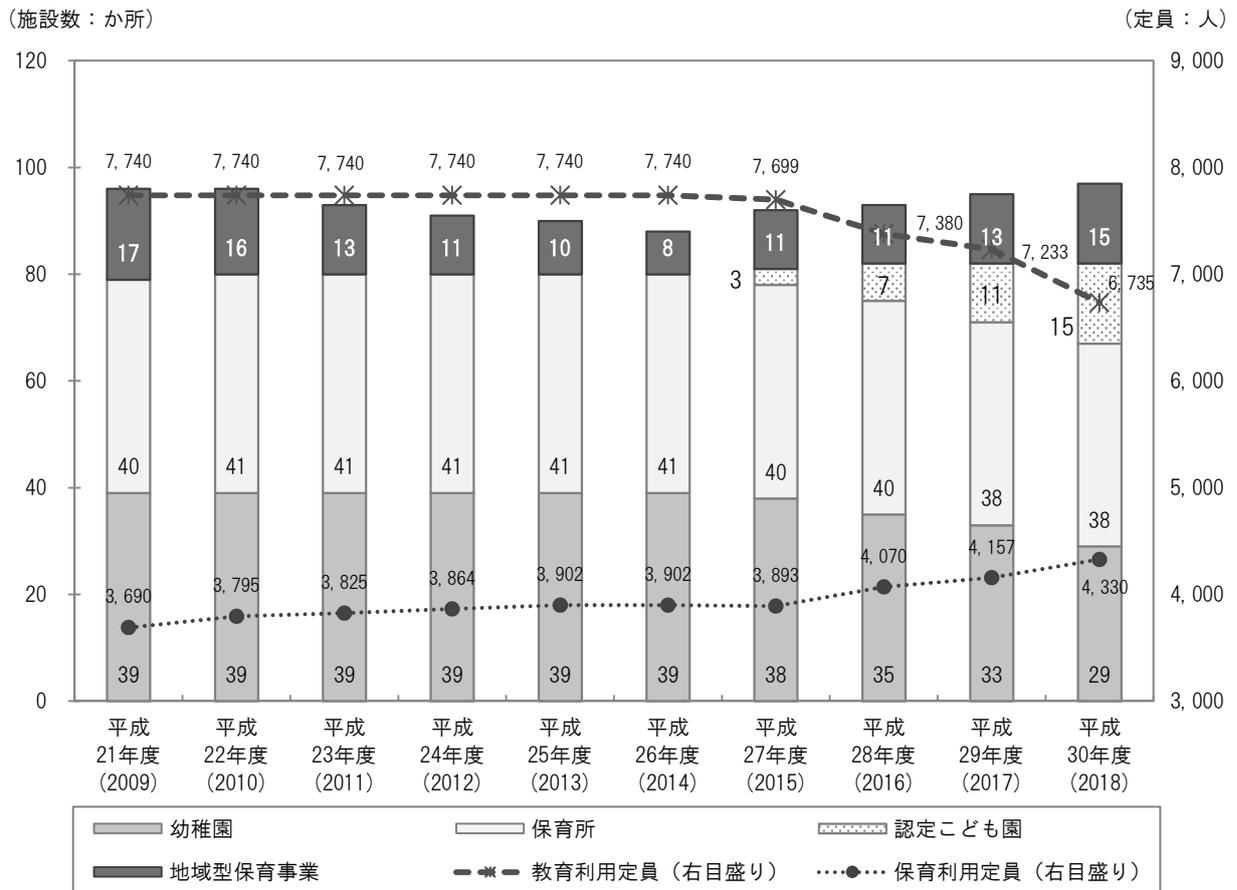


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年  
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成 25 年

## ② 教育・保育施設等の設置状況

平成21年度から平成30年度の10年間で、640人の保育定員の拡充を進めました。また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（横須賀子ども未来プラン）がスタートし、本市でも認定こども園の普及に努め、平成30年度では15か所設置しています。

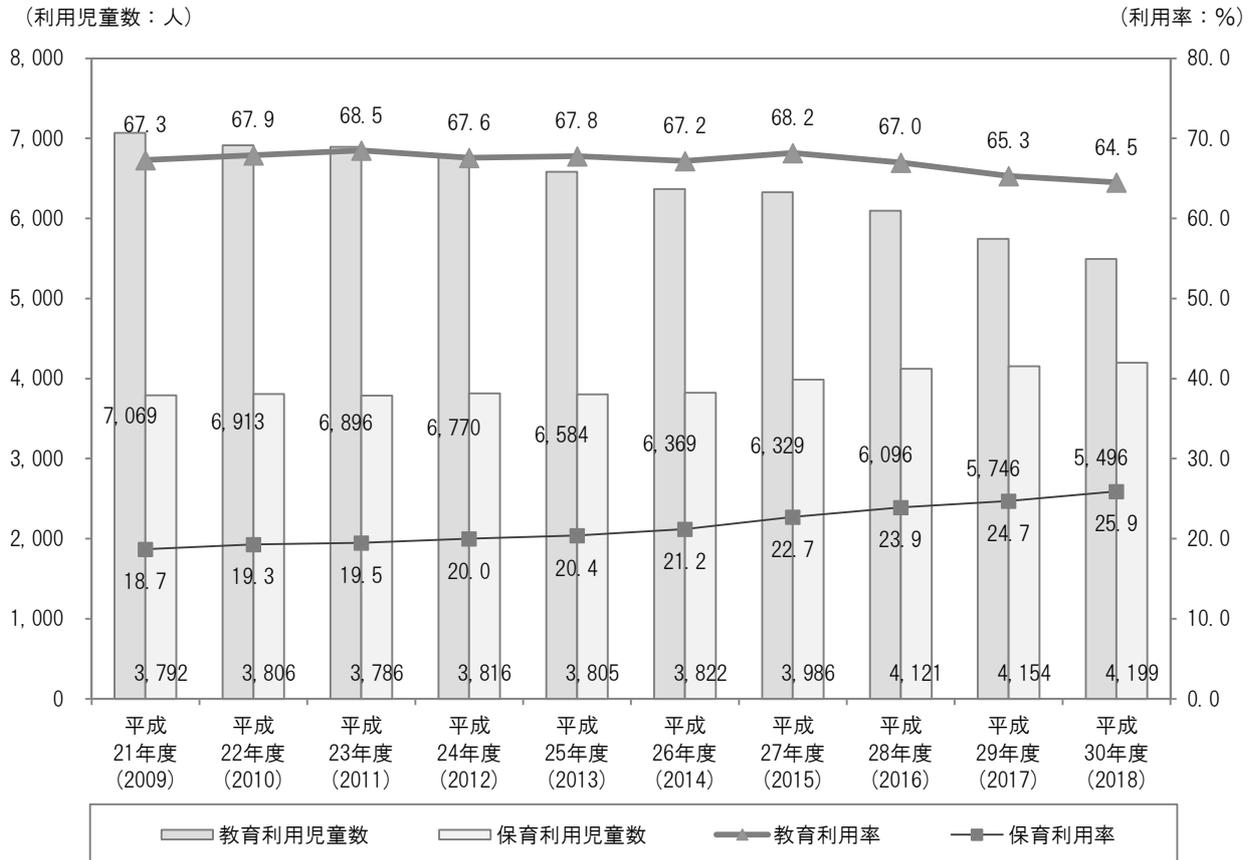
図表 2-4-2 教育・保育施設等の設置状況



### ③ 教育・保育施設等の利用状況

教育利用については、利用児童数は減少しているものの、利用率は60%台で推移しています。また、保育利用については、保護者の就業率の上昇に伴い、利用児童数、利用率共に大きく増加しています。

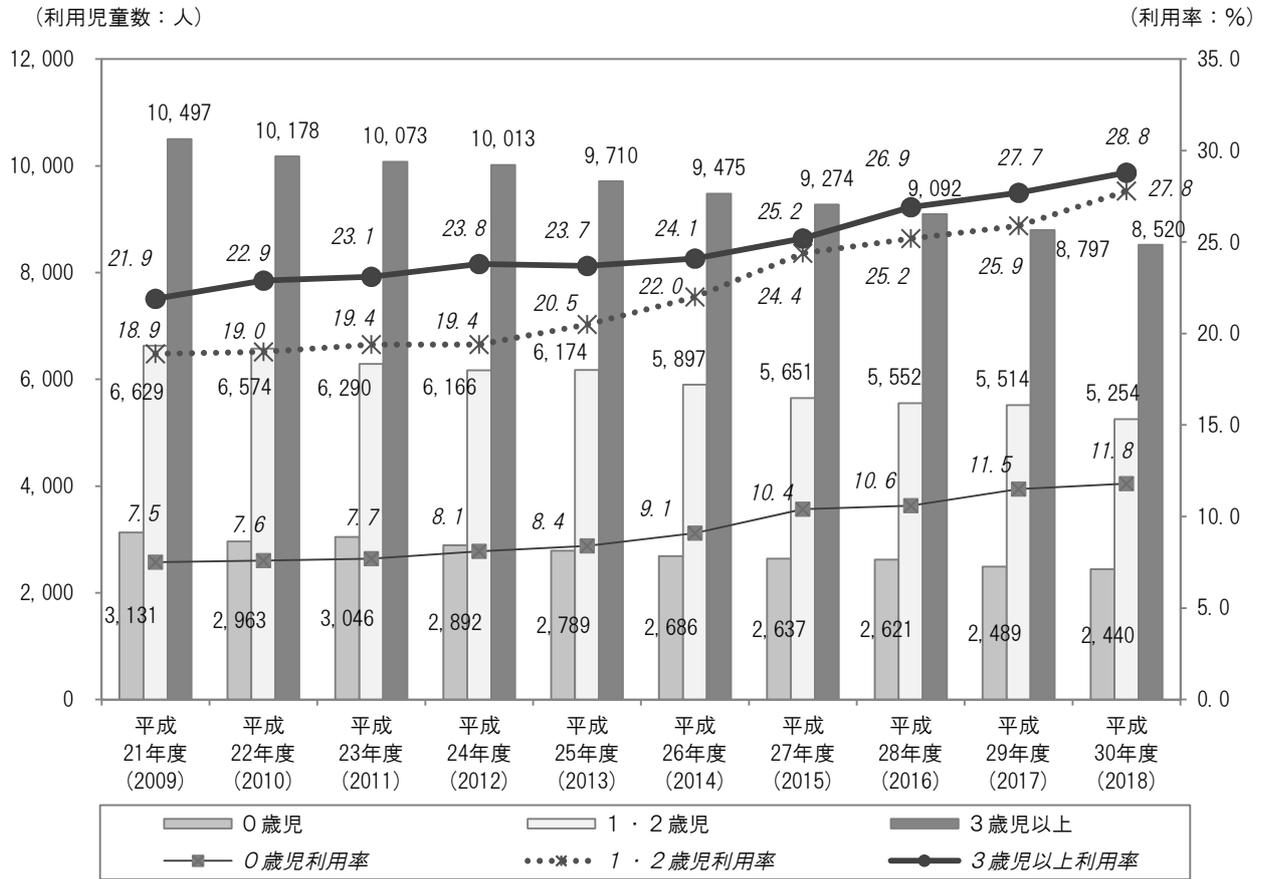
図表 2-4-3 教育・保育施設等の利用状況



#### ④ 年齢別保育の利用状況

保育利用を年齢別に見ると、各年齢とも上昇していますが、特に1・2歳児の利用については、3歳以上の利用率に年々近づき、平成30年度では、ほぼ同等となりました。

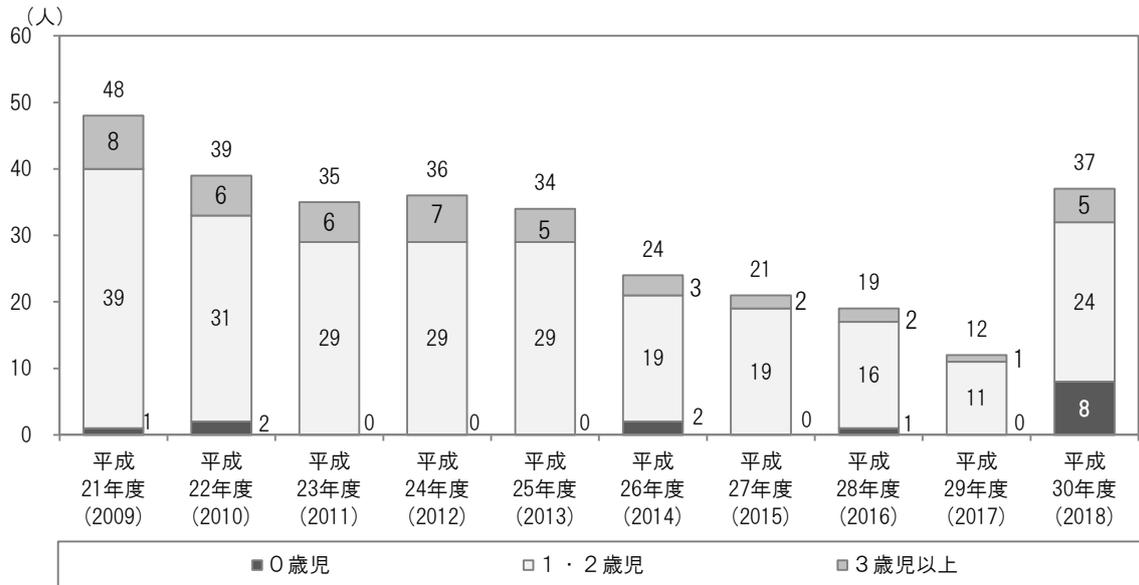
図表 2-4-4 年齢別保育の利用状況



### ⑤ 待機児童数の状況

待機児童数は平成 21 年度以降、減少傾向にありましたが、利用申込みの増加等により平成 30 年度に大幅に増加しました。待機児童数を年齢別に見ると、1・2 歳児が大部分を占めています。

図表 2-4-5 待機児童数の状況

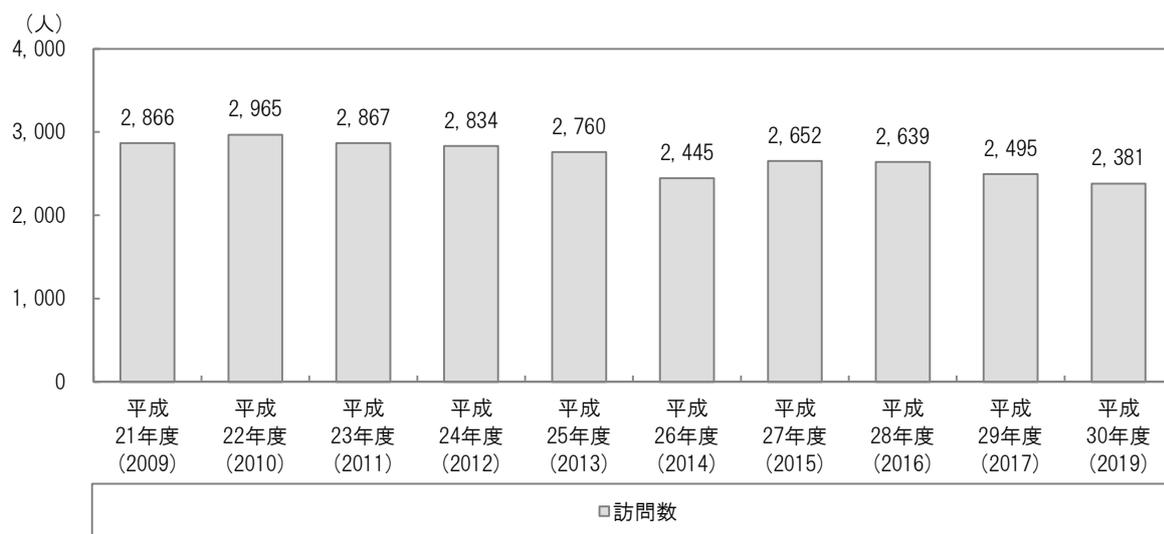


## (2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）の訪問状況

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業は、毎年度ほぼ全ての家庭への訪問を行っており、養育環境の把握は全て行っています。

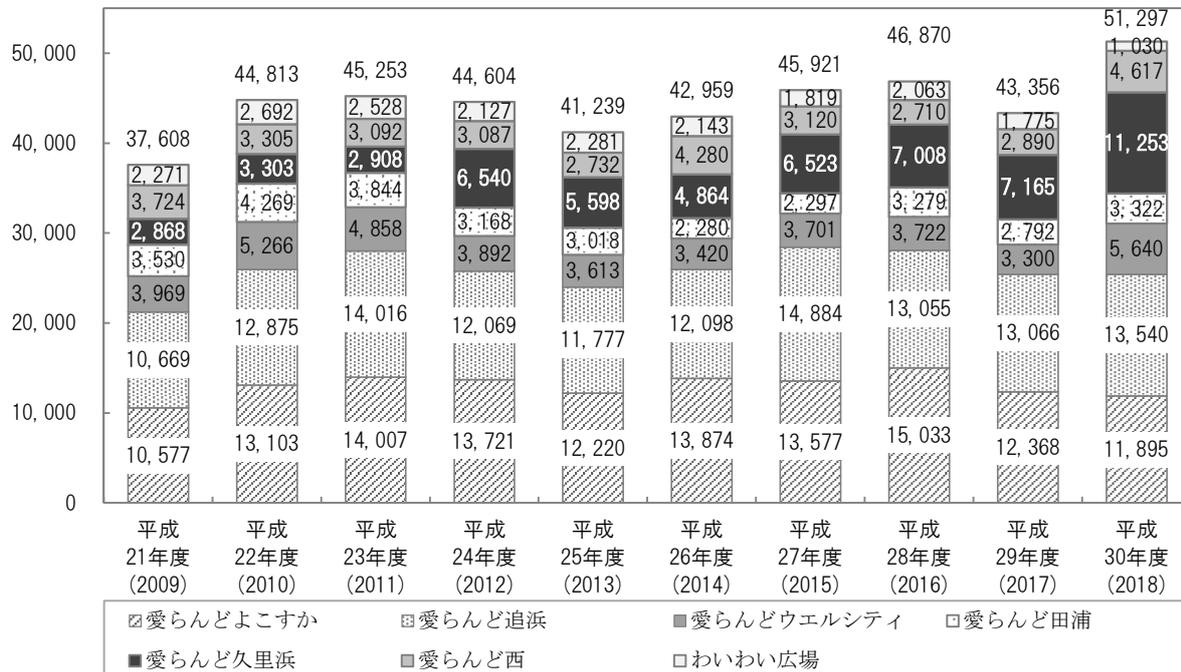
図表 2-4-6 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）の訪問状況



### ② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況

愛らんど事業の利用実績は、平成29年度までは年間延40,000人台で推移し、特に子育てアドバイザーを配置している、愛らんどよこすか、愛らんど追浜の利用が多く、全体の50~60%を占めています。平成30年7月から愛らんどウェルシティ、愛らんど久里浜、愛らんど西に子育てアドバイザーを配置したことにより平成30年度では50,000人を超える利用となりました。

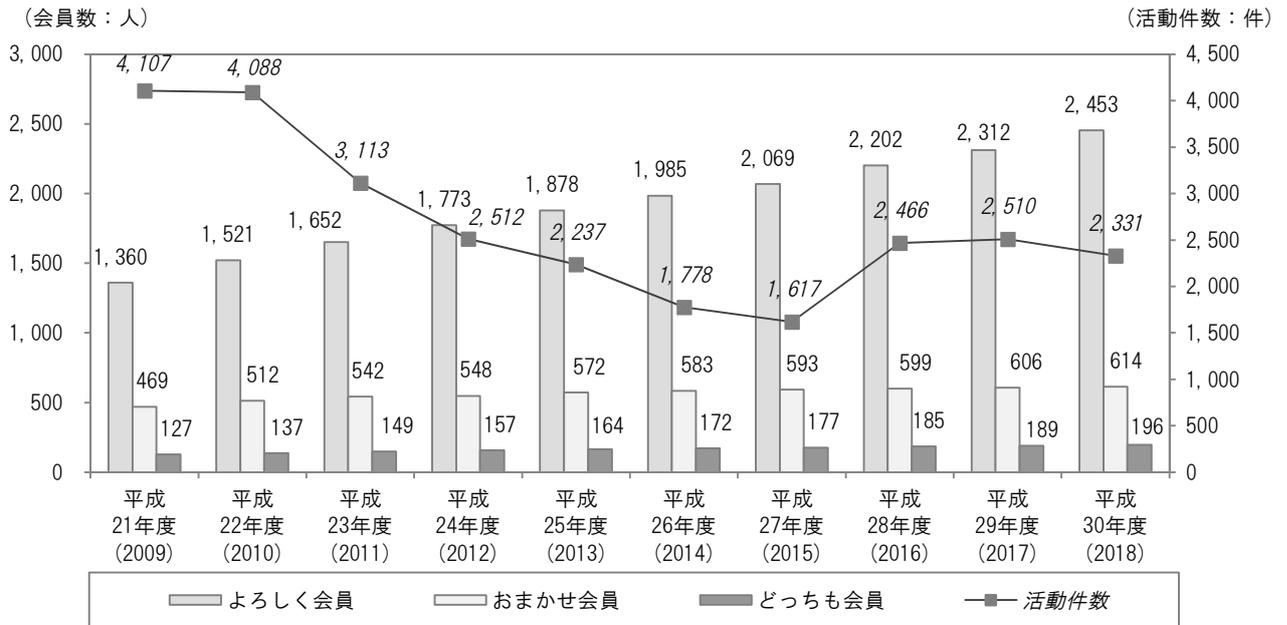
図表 2-4-7 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況



### ③ ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、お子さんを預かってほしい「よろしく会員」が大きく増加している反面、お子さんを預かってくださる「おまかせ会員」の増加が追いついていない状況となっています。また、活動件数は平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度以降増加傾向にあります。

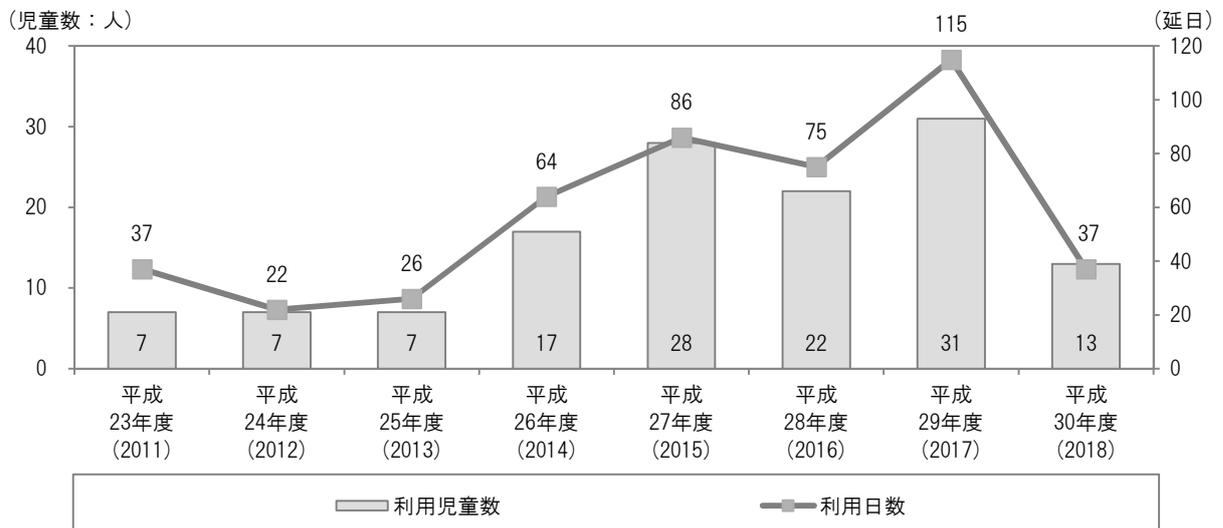
図表 2-4-8 ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況



### ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況

保護者の病気や育児疲れ等により子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況は、平成26年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度は大きく減少しました。

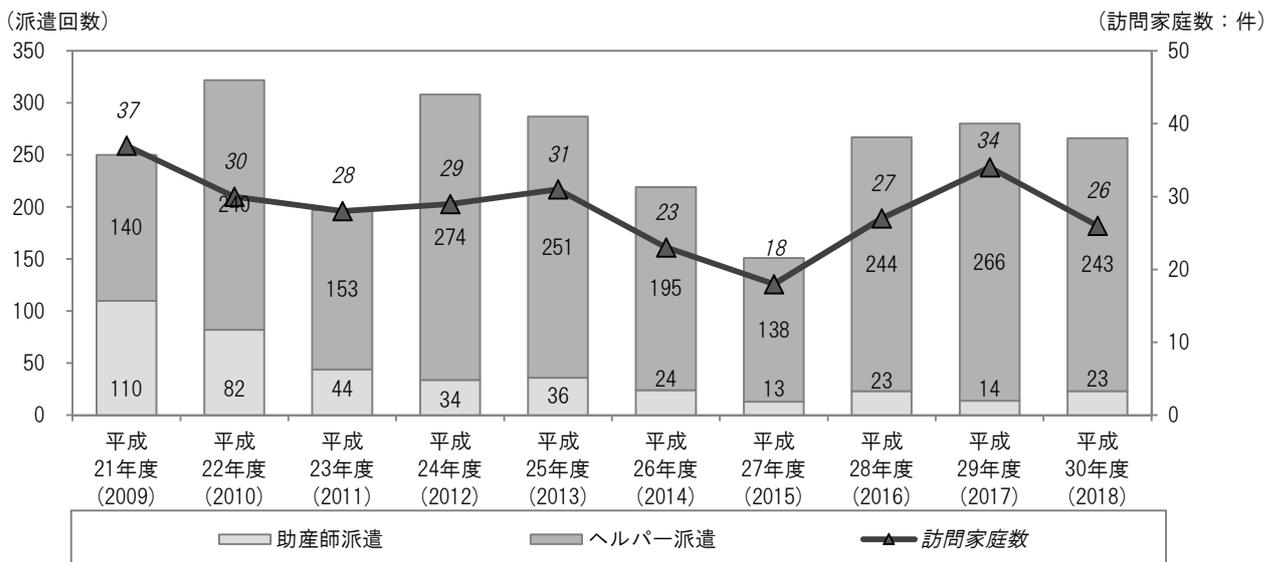
図表 2-4-9 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況



### ⑤ 育児支援家庭訪問事業の利用状況

様々な要因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師 を派遣し、家事や育児の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の利用実績は、年間訪問家庭数 20 件台から 30 件台で推移しています。

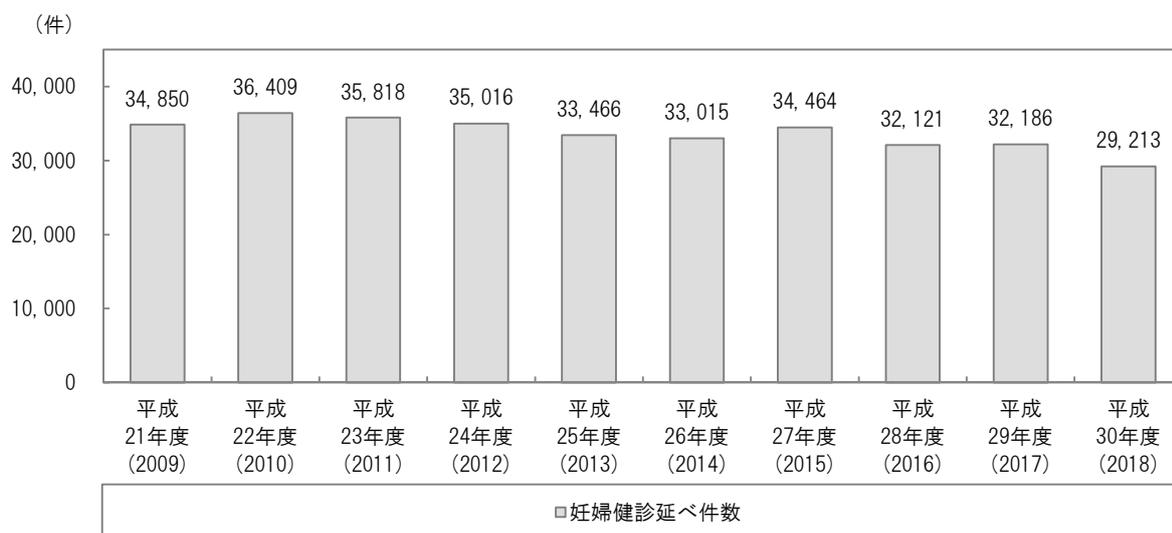
図表 2-4-10 育児支援家庭訪問事業の利用状況



### ⑥ 妊婦健康診査の実施状況

妊婦と子どもの健康を守るため、医療機関や助産所で行う健康診査費用の一部を助成しています。妊婦健診の件数実績は、平成 29 年度までは年間延べ 30,000 件台の利用で推移していましたが、平成 30 年度では 30,000 件を下回っています。(妊婦 1 人当たり 16 回までの助成)

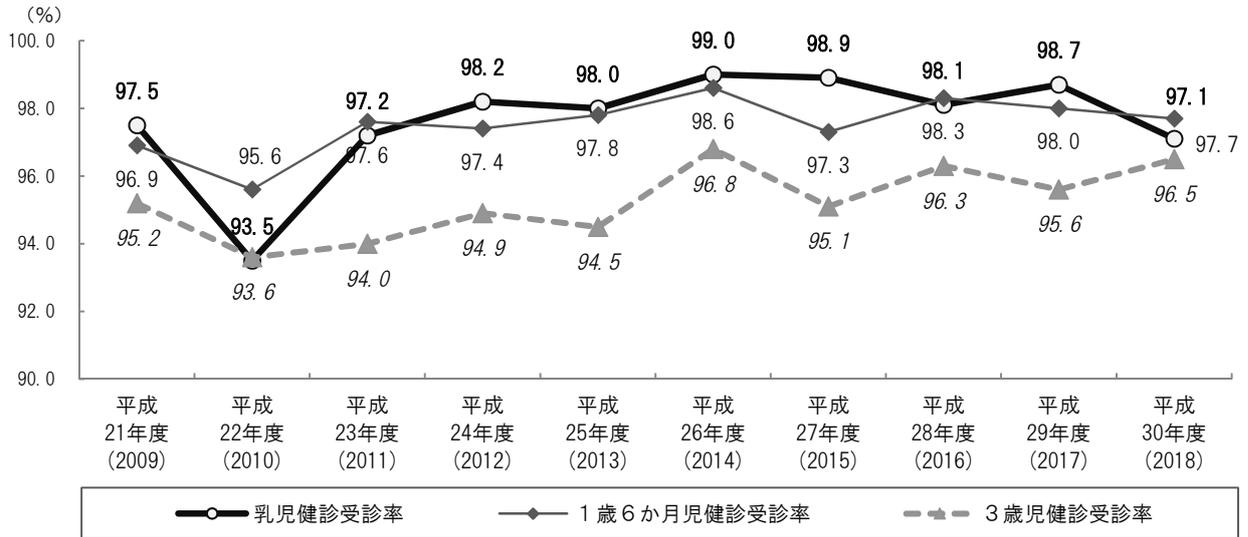
図表 2-4-11 妊婦健康診査の実施状況



### ⑦ 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児の健康保持や増進を目的として乳幼児健康診査を実施していますが、未受診者の受診勧奨や、土日の健診を実施するなど、受診率の向上に努め、近年では95%を超える受診率となっています。

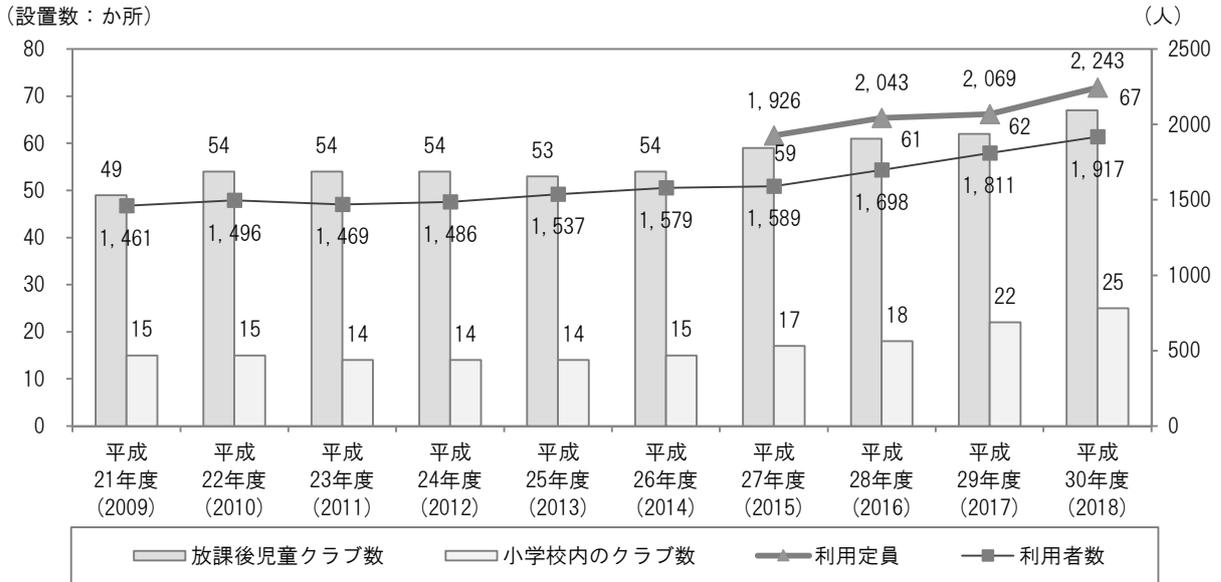
図表 2-4-12 乳幼児健康診査の受診状況



### ⑧ 放課後児童クラブの設置及び利用状況

放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用者数、クラブ数ともに増加しています。プランにおいて、小学校内で実施するクラブを10か所増することとされていますが、平成30年度では25か所と、平成21年度から10か所増となりました。

図表 2-4-13 放課後児童クラブの設置及び利用状況

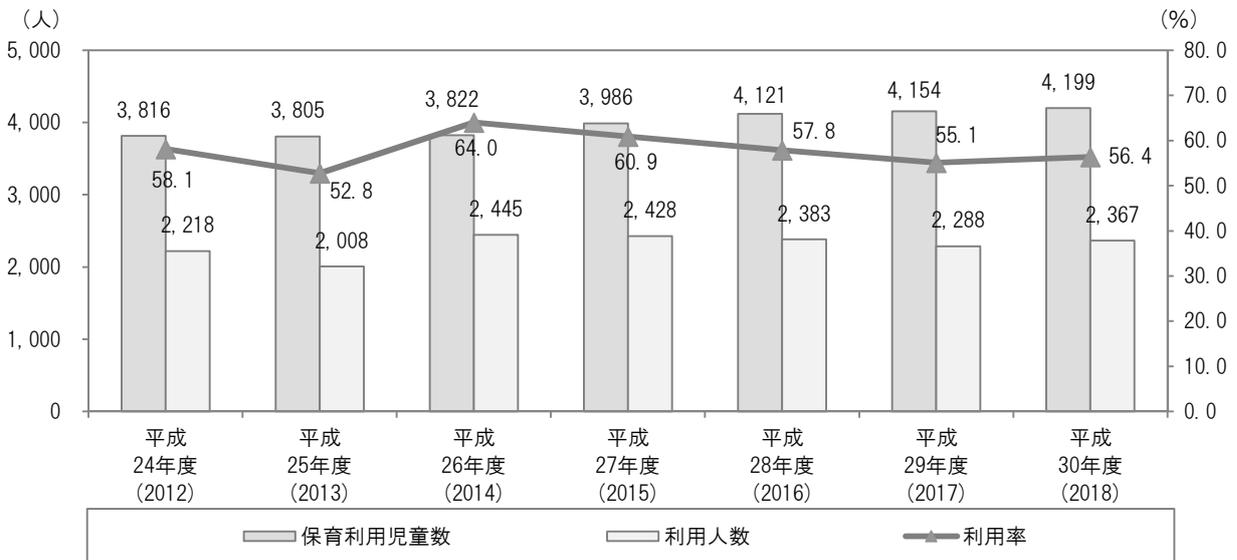


※利用定員は平成27年度から設定

### ⑨ 延長保育利用児童数の状況

本市の全ての教育・保育施設等では、延長保育事業を実施しています。各年度2,000人～2,400人程度利用され、利用率は50～60%となっています。

図表 2-4-14 延長保育利用児童数の状況

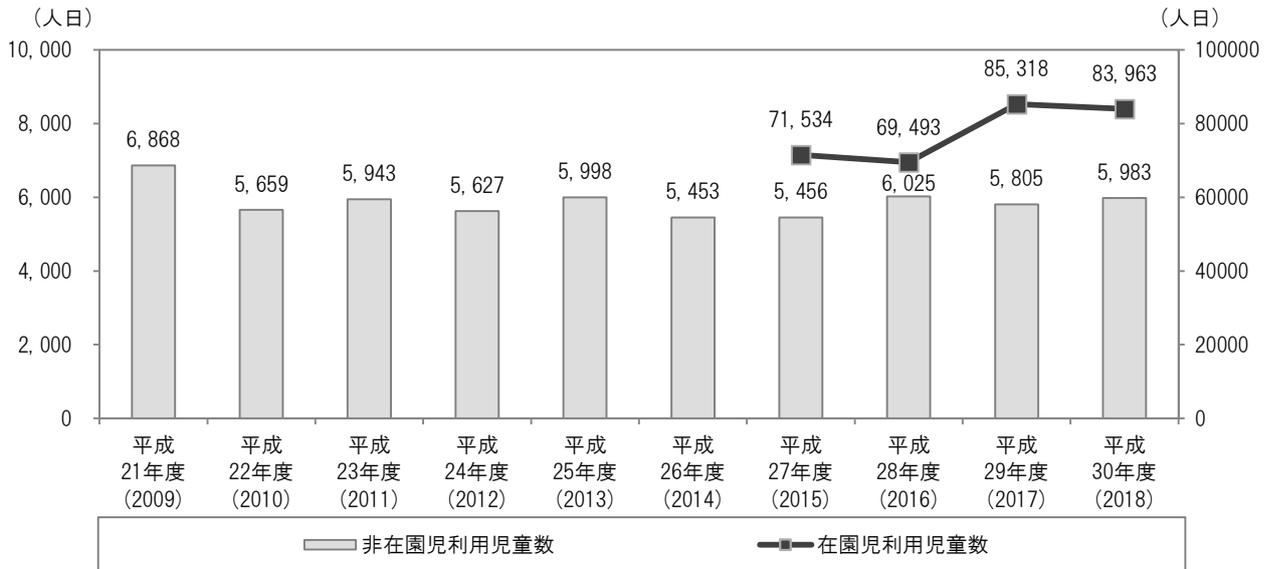


※延長保育利用児童数は年間を通じての利用児童数  
 保育利用児童数は各年度4月1日時点での利用児童数

⑩ 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

一時預かり事業のうち、非在園児の利用は、市内に8か所の保育所や認定こども園で事業を実施し、年間で延5,000人から6,000人で推移しています。また、在園児の利用では、平成27年度から教育利用の前後に利用する一時預かり事業（幼稚園型）が制度化され、平成30年度は預かり保育事業と合わせて延83,963人の利用がありました。

図表 2-4-15 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

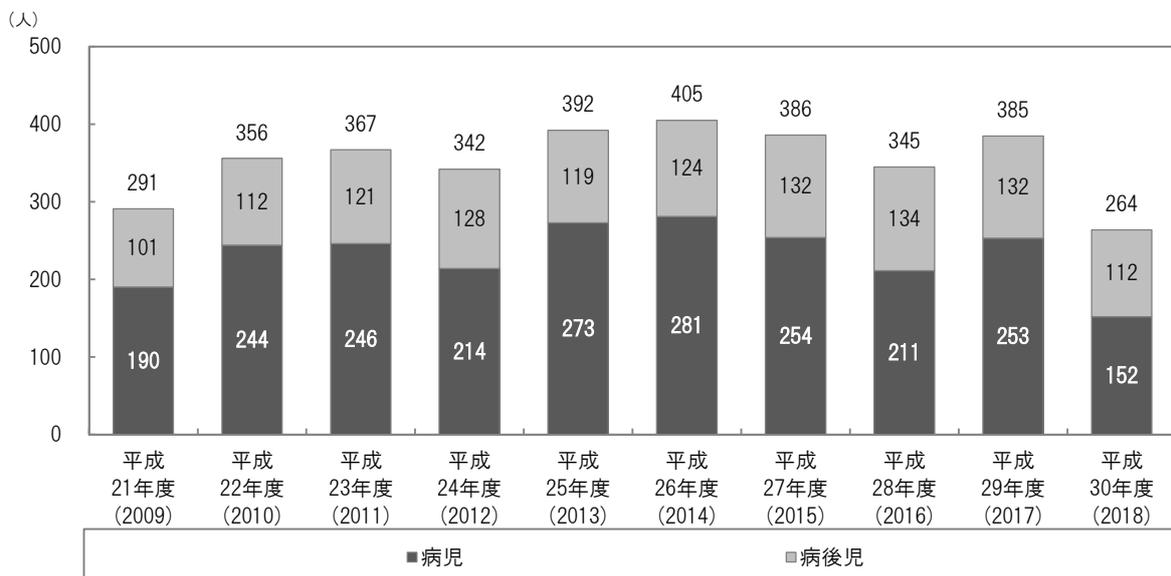


※非在園児利用児童数は、一時預かり事業（一般型）の数値  
 在園児利用児童数は、預かり保育事業と一時預かり事業（幼稚園型）の合計数値  
 （一時預かり事業（幼稚園型）は平成27年度から実施）

⑪ 病児・病後児保育センターの利用状況

病児・病後児保育センターの利用状況は、年度で多寡はあるものの年間延250人から400人程度で推移しています。

図表 2-4-16 病児・病後児保育センターの利用状況



## 第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

### 1 子ども・子育て支援を進めるための基本的な視点

#### (視点1 少子化、人口減少を改善、解消するため視点)

本市は、自然環境に恵まれたまちですが、首都圏に位置している都市の中では、高齢化のスピードが速く、早くから人口減少が表面化しています。

これまでも、人口減少の解消に向けた取り組みを進めていますが、依然として少子高齢化を伴う人口減少が進み、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

少子化が進む背景には、未婚化や晩婚化の進行等結婚に対する考え方、経済的な事情、ライフスタイルの多様化など様々な理由があげられます。

また、少子化に伴って子ども達が集団で育つ環境が少なくなり、保護者自身も多くの子ども達の中で育つ環境ではなかった場合が多く、家庭や地域において、子どもが育つ環境と育てる環境が孤立する傾向があると考えられます。

本プランにおいては、これまで以上に安全で安心した子ども・子育て支援環境を整え、子育て世代やこれから子育てをする世代から、横須賀に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を進めます。

なお、少子化や人口減少を改善、解消するための視点については、全ての子ども・子育て支援の根幹であることから、全ての視点に共通する重要な考え方であり、現状のニーズを汲み取るだけでなく、今後望まれるニーズについても、積極的に取り入れます。

#### (視点2 仕事と子育ての両立をかなえるための視点)

様々な統計や本市が実施した調査などから共働き家庭が増加している現状がわかりますが、国では今後さらに女性の就業率が高まると予想しています。

これまでも、仕事と子育ての両立支援として、国が進める育児休業制度の充実、本市においては、保育所等や放課後児童クラブの充実を進めていますが、依然としてニーズを十分に満たしているとは言えません。

「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）」では、保育の受け皿確保等子育て環境の整備を進め、労働力を確保し一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環のメカニズムが示され、さらに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿確保を整備する「子育て安心プラン（平成29年6月）」や、「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」が公表されました。

本プランでは、現在の就労状況だけでなく、潜在的なニーズも汲み取りながら、これまで以上の取り組みを進め、待機児童や小1の壁を解消できる施策を進めます。

また、母親の就業率が高まる中、子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などの理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

本プランにおいては、仕事と子育てが両立できるまちの実現に向け、質が確保された保育所等や放課後児童クラブなどの充実のほか、家庭、職場、教育・保育施設、地域など、子ども・子育て支援に関わる全ての方々の理解のもと、母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進めます。

### （視点3 子育てに対する不安や負担の軽減等子育てを楽しく思えるような視点）

ひとり親世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等様々な理由から、子ども達が祖父母や地域の住民など多くの人と直接関わりながら育ち、成長することが難しい状況となっています。

また、子育てをしている親の世代でも、少子化が進む過程で育ち、自身に子どもができるまで、子どもと触れ合う経験が少ないまま親となり、子育てに戸惑いを感じる場合があります。

さらに、幼稚園や保育所等に未就園の子どもを持つ家庭では、父母のどちらかが子育ての時間がありながらも、日常的に協力してもらえる親族や相談できる場所の確保が難しい場合もあり、子育てが不安や負担に感じるが多くなる傾向にあります。

本来子育ては子どもの成長を感じ、その成長を楽しみながら行っていくものではありませんが、不安や負担、孤立感を持ちながらの子育てでは、子育て家庭全体が沈滞しがちになり、社会全体に影響を及ぼします。

そのため、親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに対して悩みを抱えている場合の相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

また、子育てに関しては家庭や地域での支え合いが第一に必要ですが、近年では幼稚園や保育所、認定こども園等への期待が高まっているとともに、妊娠期、出産期、子育て期といった一連の子育ての中で、きめ細やかな支援も求められています。

本プランでは家庭、地域、教育・保育施設等、学校、行政機関等あらゆる人たちが、子どもや子育て家庭に関わりを持ち、子どもの育ちを見守ることができる支援体制の充実を図るとともに、親が楽しく充実感を持ちながら子育てに向き合える環境づくりを進め、次に親になる世代に対しても子育てが楽しいと思われる施策を進めます。

### （視点4 多様な子育てニーズに対応する視点）

18歳未満の子どもを持つ家庭は約34,000世帯（平成27年時点）で、その家庭の状況は様々であるため、求められているニーズも様々です。

平成30年度に実施したアンケート調査では「子育てにとってどのような支援が必要か」の質問に対し、地域における仕事と家庭生活の両立支援、地域における子育て支援の充実、保育サービスの充実、小学校の放課後等の居場所の充実といった回答を得ていますが、その他の回答などから、子どもや親の交流の場、一時預かり、子育てに対する経済的な支援などにも多くのニーズがあると考えられます。

このように子ども・子育て支援のニーズについては、子どもや保護者の年齢、就業状況、家族構成などにより様々ではありますが、本プランではアンケート調査等から現在のニーズだけでなく潜在的なニーズを汲み取り、利用者に寄り添った施策を進めます。

また、子育てニーズに対応した施策を進めるにあたり、周知が十分でないために施策が十分に知られていなかったり、利用に対する不安などから施策が利用されていない場合も見受けられるため、施策の周知についても、積極的に進めます。

## (視点5 特に支援を必要とする子どもやその家庭への視点)

児童福祉法では、全ての子どもが適切に養育され、その生活が保障されながら心身の健やかな成長及び発達や自立が図られる権利を有しています。

本プランでは障害、疾病、虐待、貧困等により子どもが健やかに成長できる環境を確保できない場合において、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

### ① 児童虐待防止対策

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増え、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、昭和22年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が見直され、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。このことを受け、本プランでは、関係機関等との連携を強化し、これまで以上に児童虐待の早期発見に努めるとともに、社会的養護が必要な子どもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めます。

また、児童虐待の発生そのものを予防できるような取り組みについても積極的に進めます。

### ② 子どもの貧困対策

国が平成28年国民生活基礎調査をもとに発表した子どもの貧困率が13.9%とされ、前回の平成25年の16.3%に比べ改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困窮していると言われています。

本市においても、平成30年に子どもの生活等に関する実態調査を実施し、概ね国の貧困線以下に相当すると考えられる世帯は小学5年生で9.0%、中学2年生で7.4%程度という結果になり、特にその世帯においては、健康や食事、家庭生活等様々な場面で苦しい状況が伺えます。

この状況は子ども達に責任があるものではなく、経済的な困窮を理由に、子どもの教育機会が失われたり、健康が損なわれることはあってはなりません。

そのため、本プランでは、今回の調査結果等を踏まえ、必要な支援を進めます。

### ③ 障害児施策の推進

発達の遅れや障害のある子ども、医療的なケアが必要な子どもが増えている中で、本プランでは、障害の有無に関わらず、子ども達が持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進めます。

また、病気や障害等の早期発見・早期治療・療育の取り組みを行い、子どものライフステージに沿って教育・福祉・医療等の関係機関が連携した支援を進めます。

### ④ ひとり親家庭の自立支援

本市のひとり親家庭の割合は、国と同様に増加傾向にあります。国の数値に比べ高い現状にあります。

ひとり親家庭では、経済面だけでなく生活の中に多くの不安を抱えながら子育てをしている場合が多く、子どもだけでなく保護者への支援も重要となります。

本プランでは、ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進めます。

(視点6 子どもや青少年が健やかに成長するための視点)

子どもが成長するに際して、特に青少年の場合には、自身が多感な時期であり、生活範囲が広がることから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達等特有の悩みを抱えています。

また、様々な危険から身を守る力が十分でないため、外部要因の影響を受けやすい危うさがある一方で、青少年期における経験は、人格の形成に大きな影響を及ぼし、年齢や境遇を異にする人との交流は、自らの視野を広げ人間性豊かな成長につながり、さらに地域での見守りや適切な相談者の存在は、身近に潜む危険から子どもを守り、不安の解消と健全な成長を支えることとなります。

本プランでは、子どもや青少年が将来に希望を持ち、たくましく健やかに育つ力を持てるような環境づくりを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって積極的に進めます。

## 2 基本的な視点を踏まえたプランの方向性

子どもは、社会に元気を与えてくれる存在であるとともに、これからの横須賀を創るためのかけがえのない希望です。

横須賀の子どもが健やかに育ち、成長するには、保護者が安心感や充足感を持ちながら子育てをすることが第一に必要になりますが、様々な状況におかれている子育て家庭が安心して子育てできる環境を地域や行政等子育てに関わる全ての人々が支える必要があります。

本プランでは、子ども・子育て支援を進める上での視点を踏まえながら、

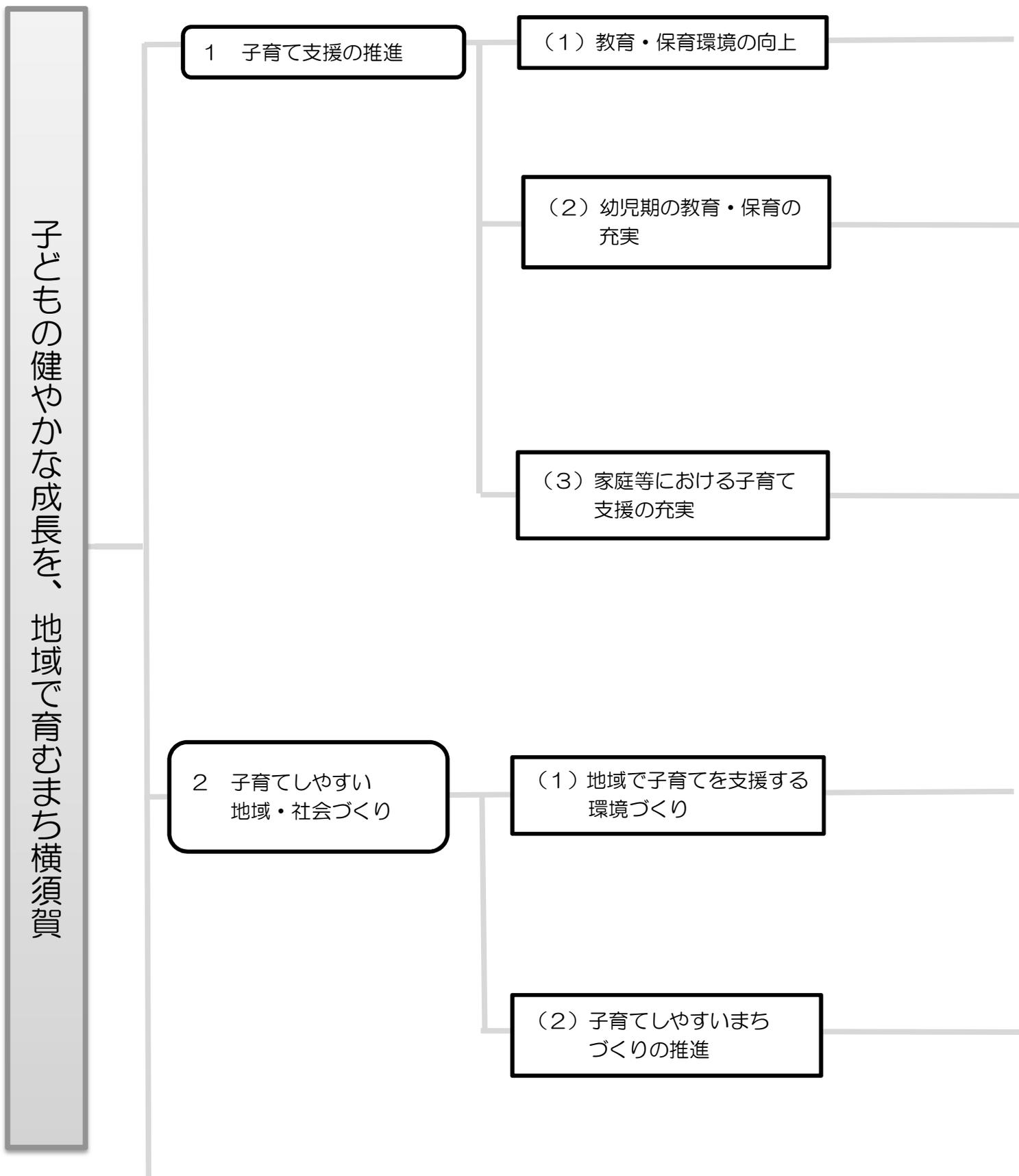
子どもの健やかな成長を、地域で育むまち横須賀

を目指します。



## 第4章 具体的な施策

### 1 施策体系



ア 教育・保育施設等の働く環境の充実  
イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保  
ウ 幼児教育の推進  
エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携  
オ 届出保育施設の育成

ア 保育定員の拡充  
イ 認定こども園への移行推進  
ウ (新)横須賀市公立保育園再編実施計画の推進  
エ 地域型保育事業の充実  
オ 幼稚園での預かり保育の拡充  
カ (新)企業主導型保育所の設置支援  
キ 延長保育、休日保育の推進

ア 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】  
イ こんちには赤ちゃん事業の推進【3-(1)-オの再掲】  
ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実  
エ ファミリー・サポートセンターの推進  
オ 一時預かり事業の拡充  
カ 病児・病後児保育の充実  
キ ショートステイ事業の推進  
ク 育児支援家庭訪問事業の推進  
ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実  
コ 家庭教育の推進  
サ 幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発

ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり  
イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供  
ウ 地域での相談体制の充実と情報提供  
エ 子育てグループ等の活動支援  
オ 主任児童委員の活動支援  
カ 子育て中の父親のネットワークづくり

ア 小児医療費助成事業の推進  
イ 子育てに適する市営住宅の提供  
ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和  
エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減  
オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進  
カ 子どもの防火防災教育の推進  
キ 「すかりぶ」の取り組み

3 妊娠前から子育て期  
にわたる包括的な支  
援

(1) 妊娠前から子育て期の  
切れ目のない支援

(2) 子どもと家庭の健康づくり

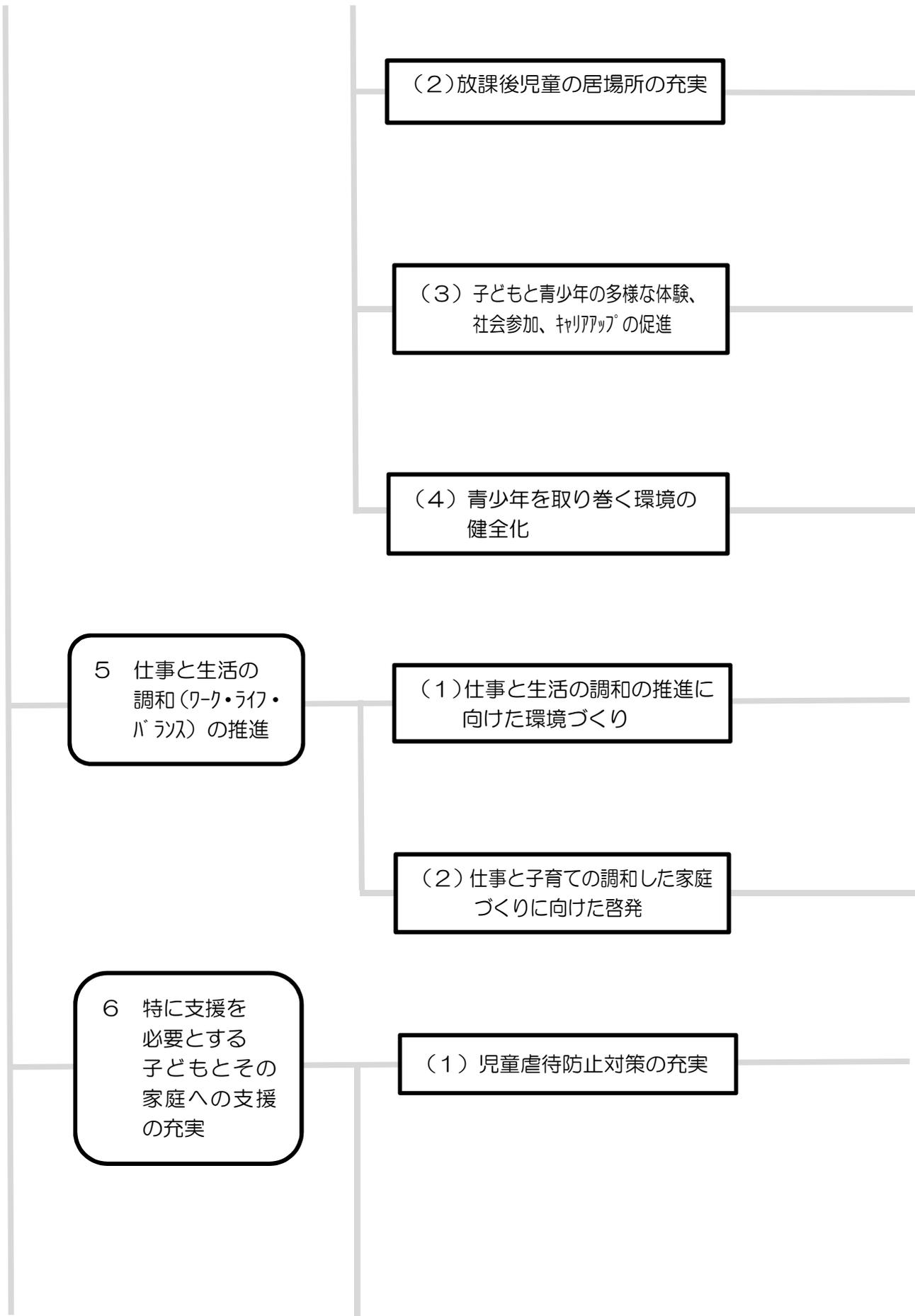
4 子どもと青少年が  
心身ともに健やか  
に成長するための  
環境づくり

(1) 子どもの生きる力の  
育成に向けた学校教育  
の推進

- ア (新)不妊・不育専門相談センター事業の推進
- イ 特定不妊治療費助成事業等の推進
- ウ (新)女性健康支援相談体制の推進
- エ 妊産婦のケア体制の充実
- オ こんにちは赤ちゃん事業の推進
- カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】
- キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】
- ク 妊娠、出産に関する学習機会の提供

- ア 妊産婦健診の推進
- イ 乳幼児健診の推進
- ウ かかりつけ医の確保
- エ 予防接種の推進
- オ 乳児事故予防教室の実施
- カ 救急医療の充実
- キ むし歯及び歯周疾患予防の推進
- ク 妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発
- ケ 幼児期における食育の推進
- コ (新)ピロリ菌検査・除菌事業

- ア 地域資源や外部人材等を活用した指導の推進
- イ 体験学習、交流活動の機会の充実
- ウ 芸術鑑賞教育の実施
- エ (新)ホームタウンチーム活動推進事業
- オ 子どもの生活リズムの確立
- カ 思春期の健康づくりの推進
- キ (新)健康教育の推進
- ク 体力づくりの推進
- ケ (新)学校における食育の推進
- コ 学習支援員の配置
- サ 就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】
- シ 社会的居場所づくり支援事業の充実
- ス 関係部局での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】
- セ 地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】



5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)仕事と生活の調和の推進に向けた環境づくり

(2)仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

(1)児童虐待防止対策の充実

(2)放課後児童の居場所の充実

(3)子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

(4)青少年を取り巻く環境の健全化

- ア 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実
- イ （新）放課後子ども教室の充実
- ウ （新）一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進
- エ （新）放課後児童クラブの公設化の検討
- オ 既存施設の活用の推進

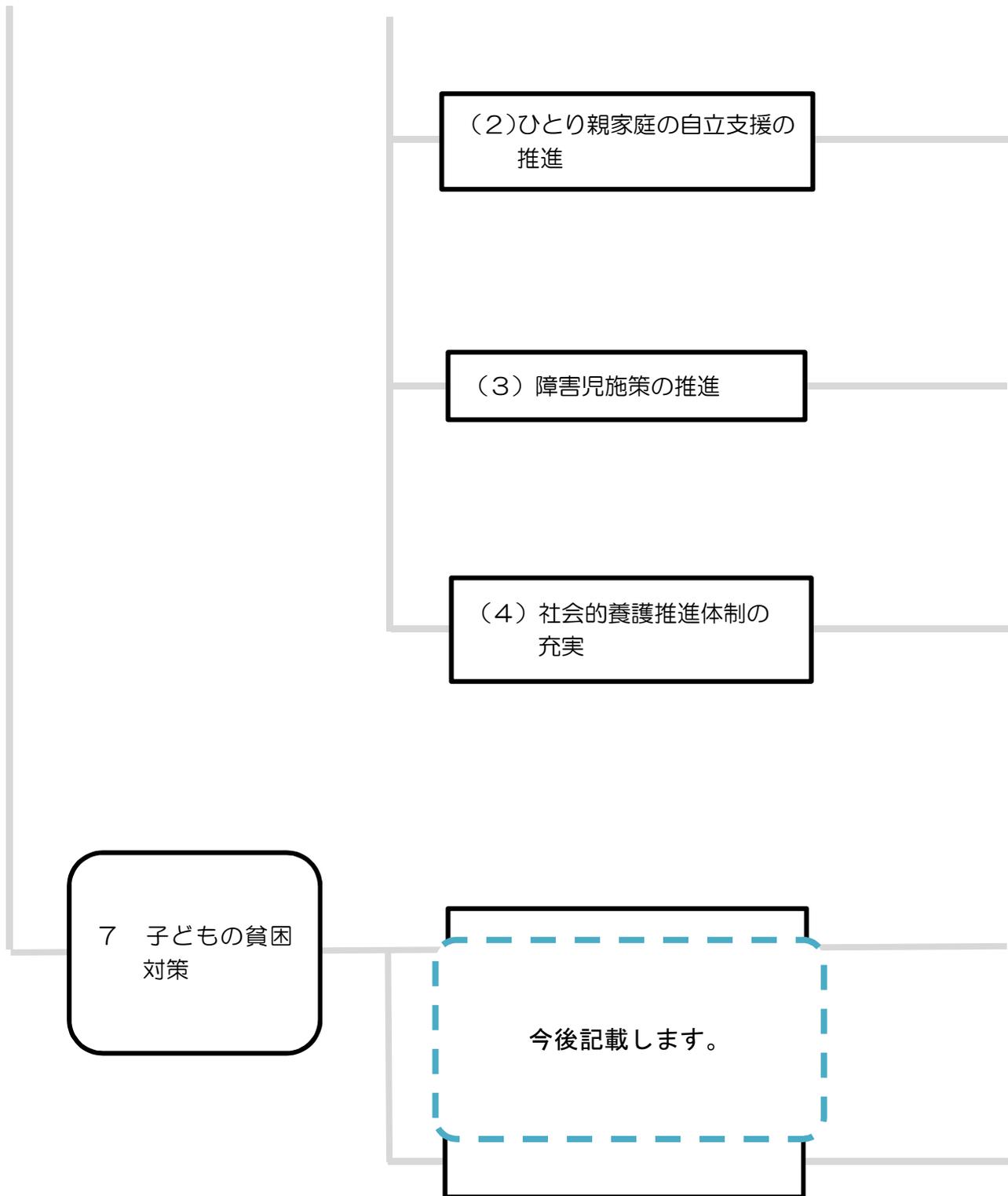
- ア 青少年関係団体の活動支援の推進
- イ 若い世代のリーダー養成の充実
- ウ 若者の就労促進
- エ 学校外での多様な体験の推進
- オ 明日の文化の担い手の育成

- ア 社会環境健全化活動の推進
- イ 青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発

- ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供
- イ 多様な保育サービスの充実
- ウ （新）企業主導型保育所の設置支援【1-（2）-オの再掲】

- ア 固定的な性別役割意識を超えて共に協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供
- イ 妊娠、出産に関する学習機会の提供【3-（1）-クの再掲】

今後記載します。



- ア ひとり親家庭等の就業支援
- イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援
- ウ (新)ひとり親家庭等の養育費確保支援
- エ (新)ひとり親家庭等の経済的支援

- ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実
- イ 療育相談センターの充実
- ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の充実
- エ 障害の多様化にともなう教育的ニーズに対応した支援
- オ 障害児入所施設の確保

今後記載します。

今後記載します。

## 2 施策

### 大柱 1 子育て支援の推進

全ての家庭が、安心して子育てができるよう、子育てサービスや子育てに対する相談体制等を充実するとともに、子育て支援を支える職員等が安心して子どもと向き合えるような環境を整えます。

#### アンケート調査結果等から求める姿

- アンケート調査（平成 30 年度実施）結果から
  - ・ 子育てを楽しみと思えるようなまちを目指します。

現状：「子育てを楽しみと感じるか」

就学前児童調査	「楽しみと感じることの方が多い」	69.4%
	（5年前調査 70.1%）	
小学生調査	「楽しみと感じることの方が多い」	65.1%
	（5年前調査 61.6%）	

- 現状の分析から
  - ・ 待機児童がないまちを目指します。

現状：令和元年度待機児童数 70 人（平成 26 年度待機児童数 24 人）

#### 中柱 1 教育・保育環境の向上

- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であります。このような特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育ができるよう支援します。
- 保護者の就労状況等に関わらず、質の高い教育・保育が受けられるよう、認定こども園の普及を推進します。
- 教育・保育を支える職員への研修や、配置基準や処遇改善の維持・改善を図ることにより、安心した教育・保育環境を整えるとともに、質の高い人材を育成します。

番号	施策名	対象年齢等
1-(1)-ア	教育・保育施設等の働く環境の充実	支援者
施策・事業の概要		担当課
教育・保育施設等で働く職員が安心して子どもと向き合える環境を整える取り組みを進めます。 ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・保育士等に対する処遇改善の実施 等		幼保児童施設課、 教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
1-(1)-イ	幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保	支援者
施策・事業の概要		担当課
教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。 ・保育士等キャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・保育士・保育所支援センターの運営 等		保育課、教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
1-(1)-ウ	幼児教育の推進	3歳～就学前、支援者
施策・事業の概要		担当課
幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。 ・教材費購入費補助 等		幼保児童施設課

番号	施策名	対象年齢等
1-(1)-エ	就学前教育・保育と小学校教育の連携	0歳～小学生、支援者
施策・事業の概要		担当課
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定子ども園等と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定子ども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等		保育課、教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
1-(1)-オ	届出保育施設の育成	0歳～就学前、支援者
施策・事業の概要		担当課
保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導、監督の実施や巡回指導員を配置し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。		幼保児童施設課

## 中柱2 幼児期の教育・保育の充実

- 子育て家庭における様々な教育・保育ニーズを汲み取り、必要なサービスを充実します。

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-ア	保育定員の拡充	0歳～就学前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
就業率の増加など今後も増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行や保育所定員の拡充などを進めます。 特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため小規模保育事業等について積極的に設置します。 ・1号認定子ども 利用定員 ○人 ・2号認定子ども 利用定員 ○人 ・3号認定子ども 利用定員 ○人		幼保児童施設課、 保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-イ	認定こども園への移行推進	0歳～就学前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行等を推進し、待機児童の解消を図ります。 ・認定こども園 ○か所		幼保児童施設課、 保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-ウ	(新)横須賀市公立保育園再編実施計画の推進	0歳～就学前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;">                         今後記載します。                     </div>		保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-ウ	地域型保育事業の充実	0歳～就学前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
地域の保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児を対象とした保育サービスを充実します。 ・小規模保育事業所 ○か所 ・家庭的保育事業所 ○か所 ・事業所内保育事業所 ○か所		幼保児童施設課、 保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-エ	幼稚園での預かり保育の拡充	3歳～就学前
施策・事業の概要		担当課
多様化する教育・保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や休日・長期休業期間中等の受け入れを拡充します。 ・幼稚園での預かり保育の実施 ・幼稚園型一時預かり事業の実施		幼保児童施設課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-オ	(新)企業主導型保育所の設置支援	0歳～就学前、事業主
施策・事業の概要		担当課
多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。		幼保児童施設課、 企業誘致・工業振興課

番号	施策名	対象年齢等
1-(2)-カ	延長保育、休日保育の推進	0歳～就学前
施策・事業の概要		担当課
働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育を推進します。 ・全施設での延長保育の実施 ・休日保育実施施設 1か所		幼保児童施設課 保育課

### 中柱3 家庭等における子育て支援の充実

- 子育てに伴う不安や悩みを和らげるため、様々な機会や場を通じた相談体制の充実を図ります。
- 多様な子育て家庭の支援ニーズを汲み取り、一時預かり、親子の居場所、病児保育等様々な子育て支援事業を提供します。
- 様々な教室や相談などを通じて、家庭での教育力の向上を支援します。

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-ア	妊産婦のケア体制の充実 【3-(1)-エの再掲】	0歳～18歳、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮などがある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健診や新生児訪問、乳児健診時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。保護者の心理相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポートなどきめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス相談の実施</li> <li>・産後ケアの実施</li> <li>・利用者支援事業(母子保健型)</li> <li>・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携</li> <li>・支援を要する妊婦等の相談</li> <li>・授乳相談の実施 等</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-イ	こんにちは赤ちゃん事業の推進 【3-(1)-オの再掲】	誕生前～生後4か月、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全世帯への家庭訪問の実施 等</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-ウ	地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実	0歳～就学前、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター型事業 ○か所</li> <li>・わいわい広場 ○か所</li> <li>・利用者支援事業(基本型) ○か所</li> </ul>		保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-エ	ファミリー・サポート・センターの推進	3か月～小学校6年生
施策・事業の概要		担当課
ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努めるとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。 ・支援会員の募集・研修 等		保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-オ	一時預かり事業の拡充	0歳～就学前
施策・事業の概要		担当課
不定期的な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど、様々な理由で保育できないときに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を拡充します。 ・一時預かり事業実施施設 ○か所		幼保児童施設課、 保育課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-カ	病児・病後児保育の充実	0歳～小学生
施策・事業の概要		担当課
子どもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心して子どもを預けられる病児・病後児保育を拡充します。 ・(仮称)中央こども園での病児・病後児保育の実施 ・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進 等		幼保児童施設課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-キ	ショートステイ事業の推進	0歳～18歳未満
施策・事業の概要		担当課
保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業を実施します。		こども青少年支援課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-ク	育児支援家庭訪問事業の推進	誕生前～18歳未満、保護者
施策・事業の概要		担当課
様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。		こども青少年支援課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-ケ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実	誕生前～就学前、保護者、支援者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てグループ支援</li> <li>・出張親子サロン「わいわい広場」等</li> </ul>		こども健康課、保育課、保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-コ	家庭教育の推進	0歳～中学生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>BCG予防接種時に、ブックスタートバック(絵本2冊と赤ちゃん用ブックリスト等)や乳幼児向け行事の情報等を提供します。3歳児健診時に幼児向けブックリスト等の情報を提供します。PTA協議会に家庭教育講演会を委託します。市民大学やコミュニティセンターで家庭教育に関する講座を実施します。これらにより、家庭の教育力の向上を図ります。</p>		こども健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター

番号	施策名	対象年齢等
1-(3)-サ	幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発	0歳～就学前、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>家庭での子どもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、幼稚園、保育所等の専門知識をより生かすことができる教室等を開催します。</p>		保育課、教育指導課、保健所健康づくり課

## 大柱 2

## 子育てしやすい地域・社会の環境づくり

子どもと子育て家庭が地域の中で安心して過ごすことができるような取り組みを進めます。また、教育・保育や医療などの負担を軽減するなど、子育てしやすいまちづくりを目指します。

### アンケート調査結果等から求める姿

- アンケート調査（平成 30 年度実施）結果から
  - ・ 地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

現状：「地域における子育て環境や支援への満足度」

	就学前調査 今回調査	就学前調査 前回調査
満足度5（高い）	3.7%	1.8%
満足度4	19.4%	13.6%
満足度3	43.5%	42.7%
満足度2	21.8%	26.1%
満足度1（低い）	8.8%	11.8%
無効・無回答	2.8%	3.9%

- ・ 地域で安心した子育てができるまちを目指します。

現状：「子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無」

就学前児童調査	「気軽に相談できる人や場所がある」	90.2%
	（5年前調査 89.8%）	
小学生調査	「気軽に相談できる人や場所がある」	89.9%
	（5年前調査 86.1%）	

### 中柱 1 地域で子育てを支援する環境づくり

- 子育て支援に関する地域コミュニティのネットワークづくりを支援し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えることを目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える家庭に対して適切な支援ができるよう、保健、医療、福祉の連携を強化します。
- はぐくみかん、健康福祉センター、親子サロン、幼稚園、保育所、学校、主任児童委員等地域での相談体制を整えます。

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-ア	保健、医療、福祉のネットワークづくり	誕生前～就学前、妊婦
施策・事業の概要		担当課
<p>保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期保健看護連絡会の開催</li> <li>・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携</li> <li>・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等</li> </ul>		こども健康課、こども青少年支援課

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-イ	関係部局での相談体制の充実と情報提供	誕生前～20歳未満、保護者、支援者
施策・事業の概要		担当課
<p>「はぐくみかん」での子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。</p> <p>教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ガイドブックの作成・配布</li> <li>・各種相談の実施</li> <li>・来所相談、電話相談、メール相談の実施 等</li> </ul>		こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、こども育成総務課、支援教育課

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-ウ	地域での相談体制の充実と情報提供	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。</p>		こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-エ	子育てグループ等の活動支援	0歳～就学前、保護者、支援者
施策・事業の概要		担当課
<p>子育てグループの組織化や活動を支援します。子育て中の親が気軽に安心して集える場として、既存の公共施設の活用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園・保育所の園庭開放</li> <li>・子育てグループへの支援、市民協働事業の実施</li> <li>・補助金交付などの活動支援 等</li> </ul>		保育課、こども健康課、こども育成総務課、教育指導課、保健所健康づくり課、市民生活課

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-オ	主任児童委員の活動支援	支援者
施策・事業の概要		担当課
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。 ・主任児童委員連絡会議の定期的実施 ・主任児童委員への研修の実施 等		保育課、こども健康課、児童相談所、福祉総務課

番号	施策名	対象年齢等
2-(1)-カ	子育て中の父親のネットワークづくり	0歳～就学前、保護者
施策・事業の概要		担当課
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。 ・父親応援講座の開催		保育課

## 中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

- 子育て家庭が抱える健康、防犯、災害、住居、経済的な負担や不安などを軽減し、横須賀市で子育てをして良かったと実感できるようなまちづくりを進めます。

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-ア	小児医療費助成事業の推進	0歳～中学3年生
施策・事業の概要		担当課
必要なときに適切な医療を受けられることにより、安心して子どもを育てられるよう、医療費の助成を行います。 ・中学校3年生まで助成(所得制限なし)		こども青少年給付課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-イ	子育てに適する市営住宅の提供	小学校就学前
施策・事業の概要		担当課
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、入居期限付きの優先枠を設定します。		市営住宅課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-ウ	市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和	中学校卒業前の子どもがいる世帯
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階級」とし、入居者収入基準を緩和することで、市営住宅への入居を可能とします。		市営住宅課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-エ	教育・保育等に関する経済的負担の軽減	0歳～小学生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育料の軽減を図り、経済的な負担を軽減します。 ・教育・保育、認可外保育所等に関する保育料の無償化及び負担軽減 ・放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減 ・実費徴収に係る補足給付 等		保育課、幼保児童施設課、こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-オ	防犯意識の啓発と防犯活動の推進	0歳～20歳未満、保護者、支援者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNSの利用に関する講座等を通じ、市民の防犯意識の啓発や幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の施設内における安全対策を推進します。関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、子どもの避難所の確保や、通学路等のパトロールを行い、防犯活動を推進します。 ・団体への防犯関係物品の支給 ・防犯講話、講座、研修会の開催 等		地域安全課、こども育成総務課、こども青少年支援課、保育課、支援教育課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-カ	子どもの防火防災教育の推進	幼児、小学校3・4年生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。 ・防火教室の実施		予防課

番号	施策名	対象年齢等
2-(2)-キ	「すかりぶ」の取り組み	18歳以下の子どもの保護者、妊婦・配偶者、18歳～49歳
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
市、横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。 ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施		都市魅力創造発進課

## 大柱3

## 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

妊娠前、妊娠、出産、子育てを通じて母子の健康が確保されるような支援を進めるとともに、様々な悩みに対して、切れ目なく、きめ細やかな支援を進めます。

### アンケート調査結果等から求める姿

- アンケート調査（平成30年度実施）結果から
  - ・子育てをするうえで、不安やストレスがないようなまちを目指します。

現状：「子育てをするうえでの、不安やストレスの有無」

就学前児童調査 「よくある」 20.6%（5年前調査 17.3%）

小学生調査 「よくある」 16.5%（5年前調査 15.3%）

### 中柱1 妊娠前からの子育て期の切れ目のない支援

- 望んだ時に妊娠、出産ができるように、妊娠前からの支援を行います。
- 妊娠前、妊娠、出産、子育てまでの様々な悩み等に切れ目なく、きめ細やかな支援を行うことで、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-ア	(新)不妊・不育専門相談センター事業の推進	子どもを希望する夫婦、支援者
施策・事業の概要		担当課
子どもを希望する夫婦などが安心して妊娠・出産できるように、こども健康課内に相談センターを設置するなど相談体制の充実を図ります。 ・不妊・不育専門相談センターの実施		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-イ	特定不妊治療費助成事業等の推進	子どもを希望する夫婦
施策・事業の概要		担当課
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療、不育症検査費及び治療費を助成します。 ・治療費の一部を助成 ・不妊・不育症相談の実施 等		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-ウ	(新)女性健康支援相談体制の推進	主に思春期から周産期の女性
施策・事業の概要		担当課
<p>生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期メンタルヘルス相談、妊娠 SOS 相談</li> <li>・妊娠、出産、子育てに関する情報提供 等</li> </ul>		こども健康課 児童相談所

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-エ	妊産婦のケア体制の充実	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮などがある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健診や新生児訪問、乳児健診時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。保護者の心理相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポートなどきめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス相談の実施</li> <li>・産後ケアの実施</li> <li>・利用者支援事業(母子保健型)</li> <li>・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携</li> <li>・支援を要する妊婦等の相談</li> <li>・授乳相談の実施 等</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-オ	こんにちは赤ちゃん事業の推進	誕生前～生後4か月、保護者
施策・事業の概要		担当課
<p>妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるために、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全世帯への家庭訪問の実施 等</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-カ	保健、医療、福祉のネットワークづくり 【2-(1)-アの再掲】	誕生前～就学前、妊婦
施策・事業の概要		担当課
<p>保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期保健看護連絡会の開催</li> <li>・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携</li> <li>・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等</li> </ul>		こども健康課、こども青少年支援課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-キ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】	誕生前～就学前、保護者、支援者
施策・事業の概要		担当課
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てグループ支援</li> <li>・出張親子サロン「わいわい広場」等</li> </ul>		こども健康課、保育課、保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
3-(1)-ク	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	誕生前
施策・事業の概要		担当課
<p>健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健診の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレママ、プレパパ教室の開催</li> <li>・プレママ、プレパパ歯科教室の開催</li> <li>・各種子育て教室の開催</li> </ul>		こども健康課、保健所健康づくり課

## 中柱2 子どもと家庭の健康づくり

- 妊娠から出産後における、様々な場面において、治療費助成、健康診査、予防接種、相談事業など母子の健康を支える多面的な取り組みを進めます。

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-ア	妊産婦健診の推進	妊産婦
施策・事業の概要		担当課
<p>安全な出産のために妊婦健診を実施し、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。また、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診時にメンタルヘルスチェック等を行い、必要な妊産婦への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診、産婦健診費用の一部を助成</li> <li>・妊婦歯科検診の実施 等</li> </ul>		こども健康課、保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-イ	乳幼児健診の推進	0歳～3歳
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>病気や発達障害、虐待等を早期に発見し的確な指導を行えるよう、乳幼児健診の質の向上を図るとともに、健診未受診者の状況を把握し、未受診者に対し、子どもの健全育成に欠かせない重要な保健、福祉情報を提供します。また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、早期発見を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施</li> <li>・1歳6か月児健診(歯科)、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診(歯科)の実施</li> <li>・新生児聴覚検査に対する助成 等</li> </ul>		こども健康課、保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-ウ	かかりつけ医の確保	乳幼児、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>かかりつけ医の確保を図るため、講演会の実施や乳幼児健診、予防接種、講演会等の機会に、啓発を行います。</p>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-エ	予防接種の推進	0歳～16歳
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>感染症の集団発生を防ぐため、予防接種未接種者への啓発を行い、接種率の向上を図ります。特にMR2期については、厚生労働省の指針にある接種率95%以上を目標とし、接種期間を一年延長するとともに、きめ細かい勧奨等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種講座の開催</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-オ	乳児事故予防教室の実施	乳児、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>乳児の不慮の事故を予防するため、予防教室を実施するなど市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児事故防止教室の開催</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した意識啓発 等</li> </ul>		救急課、こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-カ	救急医療の充実	全年齢
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>救急医療センター事業及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。</p>		地域医療推進課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-キ	むし歯及び歯周疾患予防の推進	0歳～30歳
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、子どもの年齢に応じた歯科健診や、むし歯予防教室、学校歯科巡回教室を行います。また、歯科健診を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施します。喫煙は歯周疾患を悪化させることから、歯科領域からの禁煙支援を行います。 ・歯科教室、歯みがき教室の実施 等		保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-ク	妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	誕生前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
健やかな妊娠、出産のため、妊婦本人やその家族、周囲の人の禁煙を啓発し、妊婦の喫煙、妊婦や子ども、青少年の受動喫煙を予防します。 ・母子健康手帳交付時の面接等での情報提供 等		こども健康課、保健所健康づくり課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-ケ	幼児期における食育の推進	誕生前～就学前、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
栄養面だけでなく、食材をつくる人、調理する人等への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発し、食を通じた家族のふれあいや子どもの心の成長を促します。また、個食、孤食、拒食、過食といった食に対する問題の発生予防に取り組みます。さらに、保育所、幼保連携型認定こども園の設置に関して原則調理室を設け、給食の提供について、きめ細かな対応を図ります。 ・子どもの年齢に応じた食育に関する教室の開催 ・乳幼児健診での相談指導 等		保健所健康づくり課、こども健康課、保育課、幼保児童施設課

番号	施策名	対象年齢等
3-(2)-コ	(新)ピロリ菌検査・除菌事業	中学2年生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。		保健所健康づくり課

## 大柱4

### 子どもと青少年が 心身ともに健やかに成長するための環境づくり

子どもと青少年が多く時間を過ごす学校等での教育環境の充実や、家庭や地域の教育力の向上、放課後児童の居場所の充実等の取り組みを進めます。また、子どもと青少年の多様な体験や社会参加を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の健全化に努め、青少年が安全で安心して成長できるまちづくりを進めます。

#### アンケート調査結果等から求める姿

- アンケート調査（平成30年度実施）結果から
  - ・ 地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

現状：「地域における子育て環境や支援への満足度」

	小学生調査 今回調査	小学生調査 前回調査
満足度5（高い）	2.4%	3.0%
満足度4	15.7%	12.3%
満足度3	46.1%	42.2%
満足度2	23.6%	28.6%
満足度1（低い）	10.5%	10.2%
無効・無回答	1.7%	3.7%

#### 中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

- 自然や芸術、スポーツ、先端技術等の地域資源に触れ、地域の多様な人との関わり合いを通じて、多面的で豊かな学びの機会を充実します。
- 子どもや青少年の健全育成に向けた啓発活動や体力づくりの取り組みを進めます。
- 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭への相談体制を整えるとともに、学習支援や社会参加に向けた支援を進めます。

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-ア	地域資源や外部人材等を活用した指導の推進	3歳～中学生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>本市の自然や芸術文化、先端技術等の地域資源を活用するとともに、地域教育ボランティアや外部人材の協力を得ながら児童、生徒の学習活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や学校等での環境教育指導者による環境学習の開催</li> <li>・自然観察会の実施 等</li> </ul>		教育指導課、環境企画課、自然環境共生課、博物館運営課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-イ	体験学習、交流活動の機会の充実	0歳～高校生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>総合的な学習の時間等を活用し、児童、生徒が自然や動植物とふれあったり、地域の高齢者との交流を通して昔の遊びを体験したりする機会を提供します。また、職場見学、職場体験等のキャリア教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学、高校生の職場体験の受け入れ</li> <li>・地域高齢者との交流会の実施</li> <li>・体験学習の実施 等</li> </ul>		教育指導課、保育課、博物館運営課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-ウ	芸術鑑賞教育の実施	0歳～就学前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員とともに行う対話型鑑賞教育の実施</li> <li>・幼児が美術館に来館して行う、対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育の実施 等</li> </ul>		保育課、美術館運営課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-エ	(新)ホームタウンチーム活動推進事業	0歳～12歳(特別支援学校は13歳～18歳も対象)
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、子ども達に夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校訪問を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜 DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問</li> <li>・横浜 F・マリノスのコーチが幼稚園等に訪問</li> </ul>		スポーツ振興課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-オ	子どもの生活リズムの確立	0歳～就学前、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>幼稚園、保育所、認定こども園での指導や乳幼児健診、子育て教室等を通じて子どもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、子どもの健康を大切にした家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。</p>		こども健康課、保育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-カ	思春期の健康づくりの推進	思春期
施策・事業の概要		担当課
<p>望ましい食習慣や生活リズム、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等について、児童、生徒の意識を啓発し、思春期の健康づくりを進めます。また、命の大切さ、避妊、性感染症及びエイズについて学ぶ機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教室の開催</li> <li>・エイズに関する啓発の実施</li> <li>・体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育の実施 等</li> </ul>		こども健康課、保健所健康づくり課、保健体育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-キ	(新)健康教育の推進	思春期
施策・事業の概要		担当課
<p>児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導などの健康教育を推進します。</p>		保健体育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-ク	体力づくりの推進	0歳～中学生
施策・事業の概要		担当課
<p>子ども達の体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子ども達が自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。</p>		保健体育課、保育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-ケ	(新)学校における食育の推進	小学1年生～中学3年生
施策・事業の概要		担当課
<p>子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携・協働による食育の充実を図ります。また、中学校完全給食の実施に向けて、小中学校9年間を通した食に関する指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導</li> <li>・中学校完全給食の実施 等</li> </ul>		保健体育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-コ	学習支援員の配置	小学生～中学生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを充実します。 ・全小・中学校に配置		教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-サ	就学前教育・保育と小学校教育の連携 【1-(1)-エの再掲】	0歳～小学生、支援者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等		保育課、教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-シ	社会的居場所づくり支援事業の充実	小学生～高校生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、引きこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等		生活福祉課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-ス	関係部局での相談体制の充実と情報提供 【2-(1)-イの再掲】	誕生前～20歳未満、保護者、支援者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
「はぐくみかん」での子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。 教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。 ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 等		こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、こども育成総務課、支援教育課

番号	施策名	対象年齢等
4-(1)-セ	地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】	0歳～18歳、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。		こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課

## 中柱 2 放課後児童の居場所の充実

- 横須賀市放課後児童対策事業計画を着実に実施し、次代を担う子ども達が放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び・遊べる環境を確保します。
- 放課後児童の居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室を充実するとともに、小学校への設置を進めます。また、青少年の家等の既存施設についても、放課後児童の居場所として活用します。

番号	施策名	対象年齢等
4-(2)-ア	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	0歳～小学生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
放課後児童を対象とした放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、子ども達が安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用等による場の確保を含め、制度の充実に努めます。放課後児童支援員等の研修会を開催し、子どもとの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。 ・放課後児童クラブ数 ○か所 ・うち小学校実施数 ○か所		こども育成総務課 教育政策課

番号	施策名	対象年齢等
4-(2)-イ	(新)放課後子ども教室の充実	小学生
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。 ・放課後子ども教室数 ○か所以上		こども育成総務課 教育政策課

番号	施策名	対象年齢等
4-(2)-ウ	(新)一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進	小学生
施策・事業の概要		担当課
児童の健全育成を図り、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、同一の小中学校内に放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置します。 ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施数 ○か所以上		こども育成総務課 教育政策課

番号	施策名	対象年齢等
4-(2)-エ	(新)放課後児童クラブの公設化の検討	小学生
施策・事業の概要		担当課
現在1か所ある公設放課後児童クラブに加え、小学校に設置している、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。		こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
4-(2)-オ	既存施設の活用の推進	小学生
施策・事業の概要		担当課
子どもとの接し方や指導についての知識と技術向上を図り、より利用しやすい放課後児童の居場所として、みんなの家等の既存施設を活用します。		こども育成総務課

### 中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

- 青少年関係団体の活動支援、ジュニアリーダーの養成を通じて、青少年の地域参加の活動機会を充実します。
- 就職を目指す青少年を対象に、キャリア教育や就職に向けた資格取得の支援等、社会的自立に向けた支援を行います。
- 生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動など、学校外での子どもと青少年の多様な体験活動の場づくりを支援します。

番号	施策名	対象年齢等
4-(3)-ア	青少年関係団体の活動支援の推進	0歳～22歳、支援者
施策・事業の概要		担当課
青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。 ・母親クラブ ・子ども会指導者協議会 ・ジュニアリーダーズ ・青少年育成推進員連絡協議会 等		こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
4-(3)-イ	若い世代のリーダー養成の充実	小学3年生～22歳
施策・事業の概要		担当課
ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、その活動を支援します。 ・養成講習会修了者数 65人 ・地域活動参加者数 延べ 205人		こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
4-(3)-ウ	若者の就労促進	18歳～40歳未満
施策・事業の概要		担当課
就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。 ・若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 ・高校生と対象とした業種、企業説明会やインターンシップの実施 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供		経済企画課

番号	施策名	対象年齢等
4-(3)-エ	学校外での多様な体験の推進	0歳～大学生、保護者、教員
施策・事業の概要		担当課
子どもと青少年が異年齢とふれあったり、国内外の子どもや青少年と交流したりする機会を提供します。また、環境学習や野外活動、農業体験等、学校外での様々な体験活動を推進します。 ・体験型環境学習の実施 ・自然観察会の実施 ・健康福祉センターにおける中学生の職場体験の受入れ ・農業体験の実施 等		こども育成総務課、こども健康課、国際交流課、環境企画課、自然環境共生課、農業水産課、博物館運営課、

番号	施策名	対象年齢等
4-(3)-オ	明日の文化の担い手の育成	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
子ども達が文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、子ども達が、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。 ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 等		文化振興課、博物館運営課

#### 中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

- 地域のパトロールや、事業者との協力により青少年が有害な環境に接する機会を減らす取り組みを進めます。また、インターネット等の適切な利用に関する啓発活動を行います。

番号	施策名	対象年齢等
4-(4)-ア	社会環境健全化活動の推進	4歳～20歳の子ども・青少年およびその家族、関係機関
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>青少年育成推進員等関係団体の協力を得て、青少年の非行問題が発生しやすい場所をパトロールするなど、青少年の非行防止に取り組みます。また、酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書との区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者との協力関係をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成協力店の拡充</li> <li>・青少年育成活動地域連絡会によるパトロール</li> <li>・青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン 等</li> </ul>		こども青少年支援課、こども育成総務課

番号	施策名	対象年齢等
4-(4)-イ	青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発	4歳～20歳、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>インターネット上のトラブルや非行を防止するため、青少年にとって望ましい環境づくり等についてユース出前トークを開催します。また、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成活動地域連絡会の活動支援</li> <li>・ユース出前トーク 等</li> </ul>		こども青少年支援課、こども育成総務課

## 大柱5

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業主に対する広報や啓発などにより働き方の見直しを進めるとともに、子育て家庭が子育てと仕事を両立できるような多様な保育サービスを提供します。また、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりを進めます。

### アンケート調査結果等から求める姿

- アンケート調査（平成 30 年度実施）結果から
  - ・家族が協力して子育てできるようなまちを目指します。

現状：「子育てを主に行っている方」

就学前児童調査	「父母ともに」	55.0%（5年前調査 51.1%）
	「主に母親」	43.3%（5年前調査 45.1%）
小学生調査	「父母ともに」	58.3%（5年前調査 53.9%）
	「主に母親」	38.1%（5年前調査 40.8%）

- 現状の分析から
  - ・仕事と子育ての両立が実現できるようなまちを目指します。

現状：「平成 30 年度多様な保育サービスの提供状況」

認定こども園	15 か所（平成 26 年度 0 か所）
保育所数	38 か所（平成 26 年度 41 か所）
幼稚園での預かり保育実施施設	全園実施（平成 26 年度 36 か所）
延長保育実施施設	全園実施（平成 26 年度 全園実施）
休日保育実施施設	1 か所（平成 26 年度 1 か所）
病児・病後児保育施設数	1 か所（平成 26 年度 1 か所）
学童クラブ数	67 か所（平成 26 年度 54 か所）

### 中柱1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり

- 事業主に対して多様な働き方の支援や、働き方の見直しについて、啓発を図ります。
- 子育て世帯が子育てと仕事を両立できるよう、ニーズに沿った保育事業を提供します。

番号	施策名	対象年齢等
5-(1)-ア	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供	0歳～小学生、保護者、事業主
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、事業主に対し広報、啓発を行います。また、必要に応じて事業所内保育所設置に対する助成制度等関係情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育所の設置に関する相談</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例紹介と啓発 等</li> </ul>		<p>人権・男女共同参画課、経済企画課、幼保児童施設課</p>

番号	施策名	対象年齢等
5-(1)-イ	多様な保育サービスの充実	0歳～小学生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ等、仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスをさらに充実させるとともに、必要とする人が必要なときにサービスを受けられるよう情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所数 ○か所</li> <li>・認定こども園数○か所</li> <li>・幼稚園での預かり保育実施施設数 全施設</li> <li>・延長保育実施施設数 全施設</li> <li>・休日保育実施施設数 ○か所</li> <li>・病児・病後児保育施設数 ○か所</li> <li>・放課後児童クラブ ○か所</li> <li>・利用者支援事業(基本型および特定型)</li> </ul>		<p>幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課</p>

番号	施策名	対象年齢等
5-(1)-ウ	(新)企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-オの再掲】	事業主
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。</p>		<p>幼保児童施設課、企業誘致・工業振興課</p>

## 中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

- 子どもや青少年に対して、男女が協力して子どもを育てることの大切さについて学ぶ機会を提供します。
- 妊婦とその配偶者を対象に、子育てにおける父親の役割について考える機会や、情報提供を行い、父親の子育てへの参加を啓発します。

番号	施策名	対象年齢等
5-(2)-ア	固定的な性別役割意識を超えて共に協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供	小学生～高校生、保護者
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>家庭の役割の大切さや、固定的な性別役割意識を超えて、共に協力して家庭を築き、子どもを育てることについての学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座や講演会の開催</li> <li>・広報紙や冊子等の作成配布 等</li> </ul>		人権・男女共同参画課、教育指導課

番号	施策名	対象年齢等
5-(2)-イ	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】	誕生前
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日も開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健診の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレママ、プレパパ教室の開催</li> <li>・プレママ、プレパパ歯科教室の開催</li> <li>・各種子育て教室の開催</li> </ul>		こども健康課、保健所健康づくり課

## 大柱6

### 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援

児童虐待やひとり親家庭、障害児とその家庭など困難を抱える子どもや家庭に対する、様々な支援を充実します。また、家庭の事情により児童養護施設等に入所している子どもを対象として社会的養護の体制や支援について充実します。

#### アンケート調査結果等から求める姿

- 現状の分析から
  - ・児童虐待の予防等に努め、子どもが健やかに育つことができるようなまちを目指します。

現状：平成 30 年度児童虐待相談件数 756 件

(平成 25 年度児童虐待相談件数 487 件)

#### 中柱 1 児童虐待防止対策の充実

今後記載します。  
(現在社会的養護推進計画策定  
検討部会において審議中)

## 中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 様々な状況にあるひとり親家庭に対し、経済的な支援はもとより、就労や生活など様々な視点から、各家庭が自立できるような取り組みを進めます。

番号	施策名	対象年齢等
6-(2)-ア	ひとり親家庭等の就業支援	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる経費の一部を給付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援の推進</li> <li>・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施</li> <li>・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金などの各種給付</li> </ul>		こども青少年給付課

番号	施策名	対象年齢等
6-(2)-イ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気などにより急きよ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子、父子自立支援員による相談及び支援</li> <li>・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進</li> <li>・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施</li> </ul>		こども青少年給付課

番号	施策名	対象年齢等
6-(2)-ウ	(新)ひとり親家庭等の養育費確保支援	0歳～20歳（「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く）、保護者
施策・事業の概要		担当課
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費確保のための法律相談の実施</li> <li>・養育費確保のために締結する保証契約額の助成</li> </ul>		こども青少年給付課

番号	施策名	対象年齢等
6-(2)-エ	(新)ひとり親家庭等の経済的支援	0歳～18歳、保護者
施策・事業の概要		担当課
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付</li> </ul>		こども青少年給付課

### 中柱3 障害児施策の推進

- 横須賀市障害児福祉計画を着実に実施し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心してくらするまちの実現を図ります。
- 発達の遅れや障害のある子どもを持つ家庭に対し、子育てに対する不安を軽減するために、療育の充実、ヘルパー派遣、ショートステイ、フォローアップ教室等を実施します。
- 療育相談センターや支援教育コーディネーター連絡会等を通じて、必要に応じた発達支援や教育支援を行います。

番号	施策名	対象年齢等
6-(3)-ア	経過健診(フォローアップ教室)の充実	3か月～3歳
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>乳幼児健診後、発達の経過観察を行いながら、今後の子どもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診後の経過健診の実施</li> <li>・1歳6か月健診後のフォローアップ教室の開催</li> </ul>		こども健康課

番号	施策名	対象年齢等
6-(3)-イ	療育相談センターの充実	0歳～18歳未満
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の地域と連携した支援を行います。診療部門では専門職による相談、評価、診療を、通園部門では、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにおいて子どもに応じた専門的な療育支援を行います。地域生活支援部門では、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談に応じ、巡回相談や各種教室の開催、相談支援事業、保育所等訪問支援を行います。</p>		こども青少年支援課

番号	施策名	対象年齢等
6-(3)-ウ	障害福祉サービスと地域生活支援事業の充実	全年齢
<b>施策・事業の概要</b>		<b>担当課</b>
<p>ホームヘルパー派遣やショートステイ、移動支援等の充実を図ります。また、サービス提供者の資質向上に向けた研修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパー派遣</li> <li>・ショートステイや移動支援等の充実</li> <li>・サービス提供者の資質向上の研修</li> </ul>		障害福祉課





### 3 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村が行う教育・保育や子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」や「幼保連携型認定こども園に関する考え方」等を記載するよう定めています。

また、本市は児童相談所設置市であるため、都道府県事務である児童虐待防止対策の充実や社会的養護体制の充実等についても、同様に記載するよう定めています。

そのため、「3. 施策」に加え、さらに詳細な施策内容等を以下のとおり加え、記載します。

#### (1) 教育・保育提供区域

##### ① 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の量の見込み（目標事業量）を把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況等を総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

##### ② 本市における教育・保育提供区域

基本指針に基づき、教育・保育提供区域を定める子ども・子育て支援事業は、次に掲げる一覧のとおりです。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の市内における地域的な利用範囲や、利用頻度等がそれぞれ異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。

教育・保育提供区域

区分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（基本型・特定型、母子保健型） 妊婦健診事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業） こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 養育支援訪問事業とその他要支援児童・要保護児童の支援に資する事業 ショートステイ事業（子育て短期支援事業） ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 病児・病後児保育事業（病児保育事業） 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市域 単一区域
	地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 延長保育事業（時間外保育事業）	5区域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	行政センター 区域

ア 全市域単一区域の事業

全市域単一区域として設定した事業は、事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる事業です。

全市域単一区域を設定する事業は、以下の9事業です。

- 利用者支援事業（母子保健型・母子保健型以外）
- 妊婦健診事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業
- ショートステイ事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### イ 行政センター区域を統合した5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案して、全市よりもきめ細やかな単位で、提供体制を検討する必要があります。

幼児期の学校教育・保育等のニーズを適切に把握し、対応する確保方策を計画することが求められています。幼児期の学校教育・保育と、それに密接に関連する事業については、利用状況等を踏まえて5区域とします。5区域を設定する事業は、次の4事業です。

- 幼児期の学校教育・保育
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業

#### ウ 行政センター区域（10区域）の事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校を基本的な単位として運営されていますが、複数の小学校にまたがる事業を運営する放課後児童クラブも存在します。幼児期の学校教育・保育と比較して、放課後児童クラブの利用圏域が狭いため、提供区域は市内10の行政センター区域とします。

## (2) 幼児期の学校教育・保育

### ① 幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業は以下の7種類です。そのほかに、従来の制度に基づく幼稚園や、従業員のみを対象とする事業所内保育所、認可外保育施設において幼児期の学校教育・保育を提供しています。

また、新制度では利用者の認定区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分かれています。

新制度に基づく幼児期の学校教育・保育の対象施設・事業

新制度の対象施設・事業		概要	利用者の認定区分
特定教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。	1号
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、0歳から5歳の子どもを対象としています。「教育標準時間」の4時間、「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間の利用時間があります。	1号、2号、3号
	保育所	保護者の就労等のため保育が必要な0歳から5歳の子どもを対象としています。保護者の就労時間等に応じて、利用時間が「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間に分かれます。	2号、3号
特定地域型保育事業	小規模保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。少人数（6人から19人）を対象に、小規模な施設で保育を行います。	3号
	家庭的保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。	3号
	事業所内保育	会社や病院の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	3号
	居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	3号
その他	認可外保育施設	<div style="border: 2px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     必要に応じて今後記載します。                 </div>	
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ型）		
	長時間預かり保育事業		
	企業主導型保育事業（地域枠）		

幼児期の学校教育・保育の利用者認定区分

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	概要
1号	3歳から5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望
2号	3歳から5歳	あり	子どもが満3歳以上で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望
3号	0歳から2歳	あり	子どもが満3歳未満で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望



② 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童を持つ世帯を対象とする「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート（ニーズ）調査」で、保護者の就労状況や就労意向と、各施設の利用希望から量の見込み（施設・事業の必要利用定員総数）を推計し、計画期間の量の見込み（目標事業量）として設定しました。

市内5つの提供区域ごとに、量の見込みに対応できるように、計画期間における必要利用定員総数を確保するための方策と実施時期を計画します。

現 状	● 平成30年度(2019年度)実績					
	(単位 人)					
		1号	2号	3号		
				1-2歳	0歳	
量の見込み (a)		5,526	2,473	1,560	313	
確保方策 (b)		6,735	2,578	1,381	371	
過不足 (c=b-a)		1,209	105	△179	58	
	● 3歳未満児の保育利用率（平成30年度(2019年度)） ●%					
量の見込み (目標事業量)	● 計画最終年度で、認定区分別の目標事業量は、1号認定が●人、2号認定が●人、3号認定が●人と推計しました。					
	● 3号認定の保育利用率の目標値を以下のとおり設定します。					
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
保育利用率目標		●%	●%	●%	●%	●%

ア 全市域

	令和2年度 (2020年度)					令和3年度 (2021年度)				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a) (人)										
確保方策 合計 (b) (人)										
特定教育・保育施設										
確認を受けない幼稚園										
特定地域型保育事業										
認可外保育施設										
企業主導型保育事業ほか										
過不足 (c=b-a) (人)										

確保方策作成後に記載します。

事業の方向性 （確保方策 の考え方）	<div style="border: 2px dashed black; border-radius: 15px; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>
--------------------------	--

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

イ 追浜・田浦行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a)	(人)										
確保方策 合計 (b)	(人)	確保方策作成後に記載します。									
特定教育・保育施設											
確認を受けない幼稚園											
特定地域型保育事業											
認可外保育施設											
企業主導型保育事業ほか											
過不足 (c=b-a)	(人)										

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a)	(人)										
確保方策 合計 (b)	(人)	確保方策作成後に記載します。									
特定教育・保育施設											
確認を受けない幼稚園											
特定地域型保育事業											
認可外保育施設											
企業主導型保育事業ほか											
過不足 (c=b-a)	(人)										

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

確保方策作成後に記載します。

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

確保方策作成後に記載します。

エ 衣笠・西行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a)	(人)										
確保方策 合計 (b)	(人)	確保方策作成後に記載します。									
特定教育・保育施設											
確認を受けない幼稚園											
特定地域型保育事業											
認可外保育施設											
企業主導型保育事業ほか											
過不足 (c=b-a)	(人)										

オ 大津・浦賀行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み (a)	(人)										
確保方策 合計 (b)	(人)	確保方策作成後に記載します。									
特定教育・保育施設											
確認を受けない幼稚園											
特定地域型保育事業											
認可外保育施設											
企業主導型保育事業ほか											
過不足 (c=b-a)	(人)										

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

確保方策作成後に記載します。

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

確保方策作成後に記載します。

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)				令和3年度 (2021年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
<b>量の見込み (a)</b>	(人)										
<b>確保方策 合計 (b)</b>	(人)	確保方策作成後に記載します。									
特定教育・保育施設											
確認を受けない幼稚園											
特定地域型保育事業											
認可外保育施設											
企業主導型保育事業ほか											
<b>過不足 (c=b-a)</b>	(人)										

令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度)					令和6年度 (2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳

確保方策作成後に記載します。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### ①-1 利用者支援事業（基本型・特定型）

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を実施します。 また、待機児童の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2019年度)実績 1か所</li> <li>● はぐくみかん5階に担当職員を配置</li> </ul>
提 供 区 域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策 の考え方)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(か所)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
確保方策	(か所)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				

①－2利用者支援事業（母子保健型）

事業の概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するための支援を実施します。
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2019年度)実績 1か所</li> <li>● はぐくみかん5階に担当職員を配置</li> </ul>
提 供 区 域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策 の考え方）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(か所)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
確保方策	(か所)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				

② 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みを相談し、情報の提供を受けることのできる場を提供します。
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2019年度)実績 5か所</li> <li>● 愛らんどよこすか、愛らんど追浜、愛らんどウェルシティ、愛らんど久里浜、愛らんど西で実施。(この他愛らんど田浦は親子サロンとして実施)</li> </ul>
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

ア 全市域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

イ 追浜・田浦行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

エ 衣笠・西行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

オ 大津・浦賀行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策	(か所)					

### ③ 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を助成します。
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦1人当り16回の助成。</li> <li>平成30年度(2019年度)実績 対象者数 2,506人 健診延べ回数 29,213回</li> </ul>
提 供 区 域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策 の考え方)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み 対象者数 (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
健診延べ回数 (a) (回)					
確保方策 健診延べ回数 (b) (回)					
過不足 (c=b-a) (回)					

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度(2019年度)実績 家庭訪問数 2,345人</li> </ul>
提 供 区 域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策 の考え方)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
確保方策 (b) (人)					
過不足 (c=b-a) (人)					

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	養育訪問事業は、さまざまな原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る事業です。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成されるこども家庭地域対策ネットワーク会議を開催しています。
実績	● 平成30年度(2019年度)実績 養育支援訪問家庭数 26人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 確保方策作成後に記載します。             </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     確保方策作成後に記載します。                 </div>				
過不足 (c=b-a) (人)					

⑥ 子育て短期支援事業

事業の概要	保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かります。
実績	● 平成30年度(2019年度)実績 延べ利用日数 19人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 確保方策作成後に記載します。             </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み 0歳から5歳児の 延べ利用日数 (a) (人日)					
確保方策 0歳から5歳児の 延べ利用日数 (b) (人日)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     確保方策作成後に記載します。                 </div>				
実施施設 (か所)					
過不足 (c=b-a) (人日)					

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学後）

事業の概要	保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後の子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2019年度)実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数 3,263人 <ul style="list-style-type: none"> <li>おまかせ会員 614人</li> <li>よろしく会員 2,453人</li> <li>どっちも会員 185人</li> </ul> </li> <li>・年間延べ利用児童数（小学生） 774人</li> </ul> </li> </ul>
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策 の考え方）	<div style="border: 2px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
過不足 (c=b-a) (人日)					

⑧-1 一時預かり事業（在園児対象）

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、幼稚園の標準的な開園時間外に一時的に子どもの保育を行います。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度(2019年度)実績 公立幼稚園を除く全ての施設等で実施</li> </ul>
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策 の考え方）	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

ア 全市域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

イ 追浜・田浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

エ 衣笠・西行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

⑧-2 一時預かり事業（在園児対象以外）

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的に子どもの保育を行います。</li> <li>● ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児の一時預かりも実施しています。子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2019年度)実績 市内8か所で実施 延べ利用児童数 5,983人</li> </ul>
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策 の考え方）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

ア 全市域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a)	(人日)					

イ 追浜・田浦行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a)	(人日)					

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a)	(人日)					

エ 衣笠・西行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	確保方策作成後に記載します。				
過不足 (c=b-a) (人日)					

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

事業の概要	就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等を利用している子どもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
実績	● 平成30年度(2019年度)実績 全ての施設等で実施 年間利用児童数 2,367人
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	確保方策作成後に記載します。

ア 全市域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人)					
	(か所)					
過不足 (c=b-a)	(人)					

イ 追浜・田浦行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人)					
	(か所)					
過不足 (c=b-a)	(人)					

ウ 本庁・逸見行政センター区域

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a)	(人)	確保方策作成後に記載します。				
確保方策 (b)	(人)					
	(か所)					
過不足 (c=b-a)	(人)					

工 衣笠・西行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

⑩ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない病気や病気回復期の子どもを預かる事業です。本市では、乳幼児健康支援サービスセンターで実施しています。
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度(2019年度)実績 横須賀市立うわまち病院内で実施 年間延べ利用児童数 264人</li> </ul>
提供区域	1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人日)					
確保方策 (b) (人日)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>確保方策作成後に記載します。</p> </div>				
過不足 (c=b-a) (人日)					

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度(2019年度)実績            申込児童数 1,931人            利用定員 67か所 2,243人</li> </ul>
提供区域	10区域（行政センター）
事業の方向性（確保方策の考え方）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           確保方策作成後に記載します。         </div>

ア 全市域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           確保方策作成後に記載します。         </div>				
確保方策 (b) (人)					
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

イ 追浜行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           確保方策作成後に記載します。         </div>				
確保方策 (b) (人)					
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

ウ 田浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           確保方策作成後に記載します。         </div>				
確保方策 (b) (人)					
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

工 逸見行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

才 本庁区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

力 衣笠行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

キ 西行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

ク 大津行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

ケ 浦賀行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

コ 久里浜行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

サ 北下浦行政センター区域

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (a) (人)					
確保方策 (b) (人)	確保方策作成後に記載します。				
(か所)					
過不足 (c=b-a) (人)					

(4) 認定こども園の普及に係る考え方

今後記載します。

(5) 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

今後記載します。

(6) 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

今後記載します。

## (7) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

今後記載します。  
(現在社会的養護推進計画策定検討部会において審議中)

### ●国の基本指針の改正により今後追記が予定される項目

1. 外国につながる幼児及びその家庭が教育・保育等を円滑に利用できるための配慮、支援
2. 施設等利用給付（無償化実施事業）の円滑な実施の確保
3. 幼児教育アドバイザーの配置等
4. その他

## 第5章 プランの達成状況の点検及び評価

### 1 プランの実施体制

本プランを実施していくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政がそれぞれの立場で、必要に応じて連携し、支援し合いながら、それぞれの期待されている役割を主体的に果たしていくことが必要です。子どもや青少年自身もそれぞれの成長や発達に応じた役割を担うことが期待されています。

子どもや青少年の育成、子育て家庭の支援に関してさまざまな市民、公益活動団体が幅広く活動しています。それらの活動を支援し、促進するとともに、保育所、幼稚園、学校施設等の地域資源を活用し、社会全体で取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、市ではこども育成部を中心に関係部局からなる推進体制を整え、全庁的に計画を推進します。

### 2. プランの進捗状況の把握

プランの進捗状況については、こども育成部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。毎年の評価結果をホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。

プランに定めた量の見込み（目標事業量）と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。